

# イベントにおけるグリーン購入 ガイドライン

【プレミアム基準策定ガイドライン別冊】

平成 30 年 3 月

環 境 省



## はじめに

国等の機関においては、平成 12 年 5 月に制定された国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷の少ない物品やサービスの購入に積極的に取り組んできた。更なる市場のグリーン化のためには、国等の機関の調達担当者は、現行の特定調達品目に係る判断の基準にとどまらず、可能な限り、より高い環境性能に基づく基準を設定し、その基準を満たした物品等を率先的に調達することが望ましいことから、平成 25 年 3 月に「プレミアム基準策定ガイドライン（以下「ガイドライン本編」という。）」が策定された（平成 28 年 3 月及び平成 29 年 3 月改定）。

プレミアム基準は、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による市場の牽引・イノベーションの促進を図るための、先進的で、より高い環境性能に基づく調達基準である。ガイドライン本編は、国等の機関における環境意識の高い調達者を念頭に、プレミアム基準を設定するに当たって、参考となる考え方及び設定方法を、主にグリーン購入法に係る特定調達品目から選択し、その考え方及び具体的な設定例を示したものであるが、こうした先駆的な取組が国等の機関にとどまらず、地方公共団体や民間部門へ広く波及していくことが重要であり、地方公共団体及び事業者、更に消費者等が物品等を調達する場合にあっても、ガイドライン本編を活用し、その取組を推進することが期待されている。

環境省においては、プレミアム基準の一層の普及を図ることを目的とし、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会（以下「東京 2020 大会」という。）における活用も視野に、平成 26 年度より中規模ないし大規模なイベント開催に伴う環境負荷の最小化を図るため、また、より環境性能の高い基準によるグリーン購入を推進するため、イベントに係る国際的な動向や 2012 年オリンピック・パラリンピックロンドン大会及び 2016 年リオ・デ・ジャネイロ大会における取組等を参考に、プレミアム基準の考え方を活用したイベントに伴う物品、サービス等の調達に当たっての環境配慮の考え方等について整理・検討を実施し、今般「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン」（以下「イベントガイドライン」という。）をプレミアム基準策定ガイドラインの別冊として取りまとめた。

イベントの主催者、運営者又は関係者（以下「イベント主催者等」という。）が、当該イベント開催に伴う環境負荷について認識し、環境負荷低減に向けた取組を実施することの意義は極めて大きい。本イベントガイドラインは、社会的インパクトの大きい大規模イベントにおいてプレミアム基準の考え方を打ち出すことによる波及効果を踏まえつつ、必ずしもオリンピック・パラリンピックに特化するのではなく、一般の中規模ないし大規模なイベントにも適用可能となることを目指して策定したものである。

本イベントガイドラインがガイドライン本編とともに、各種イベントの開催において幅広い組織等のグリーン購入の推進に活用されれば幸いである。



# 目次

<b>1 イベントガイドラインの趣旨</b> .....	<b>1</b>
1-1 目的 .....	1
1-2 位置づけ .....	1
1-3 構成 .....	2
<b>2 イベントガイドラインの対象</b> .....	<b>4</b>
2-1 対象範囲 .....	4
2-2 利用者 .....	4
<b>3 イベントにおける環境配慮</b> .....	<b>5</b>
3-1 イベントの各段階における環境配慮 .....	5
3-2 イベントにおける環境負荷の把握 .....	7
3-3 イベントにおける環境配慮に係る規格等 .....	7
<b>4 イベントガイドラインの基本的な考え方</b> .....	<b>14</b>
4-1 基本的な考え方 .....	14
4-2 重視すべきテーマ等 .....	15
<b>5 イベントガイドラインの活用</b> .....	<b>17</b>
5-1 共通ガイドライン及び品目別ガイドライン .....	17
5-2 イベントにおける考慮事項 .....	20
<b>6 イベントガイドライン</b> .....	<b>22</b>
<b>参考資料 1 国際的な規格・ガイドライン等</b> .....	<b>73</b>
1 国連グローバル・コンパクト .....	74
2 アジェンダ 2030：持続可能な開発目標（SDGs） .....	75
3 ISO20121 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム .....	76
4 APEX/ASTM（ENVIRONMENTALLY SUSTAINABLE MEETING STANDARD） .....	78
5 サステナブルイベントガイド（SUSTAINABLE EVENTS GUIDE） .....	79
6 ISO20400 持続可能な調達ガイド .....	80
7 GRI EOSS（EVENT ORGANIZERS SECTOR SUPPLEMENT） .....	81
<b>参考資料 2 主な製品のカーボンフットプリントの例</b> .....	<b>82</b>
<b>参考資料 3 参考となる資料の情報源</b> .....	<b>88</b>



# 1 イベントガイドラインの趣旨

---

## 1-1 目的

イベントを開催するためには、その企画、準備、運営、更には撤収・撤去等の様々な場面において、多くの物品・サービス（以下「物品等」という。）の調達を行うことが必要となる。イベントの開催に伴い必要となる物品等は、LCA 的観点から環境負荷項目・ライフサイクル段階に係る考察を実施した上で、特に環境負荷が大きい又は環境負荷低減効果が大きいと考えられる品目、複数の品目を横断して考慮する必要がある事項等について検討を行い調達することが重要である。また、物品等の調達のためのガイドラインは、イベントの特性を踏まえ、環境負荷の大きい品目、複数の品目間や素材等共通に考慮すべき事項について、それぞれ独立した個別のガイドラインとして活用可能な形式とすることが、利用者にとって望ましいものと考えられる。

本イベントガイドラインは、イベント主催者等が環境負荷低減に向けて配慮すべき取組の内容を総合的に考慮した上で、特にイベントにおける物品やサービスの調達・契約時においてグリーン購入を促進する観点から、グリーン購入法の特定調達品目として定めのない物品等を含め、一般的に調達される物品等について、環境負荷項目・ライフサイクル段階における環境負荷等を勘案し、調達基準を設定し、イベント主催者等に広く活用されることを目指して作成したものである。

他方、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、東京 2020 大会を持続可能な大会とするため、2017 年 1 月に持続可能な大会の準備・運営の原則を示す「持続可能性に配慮した運営計画（第一版）」を策定した。運営計画においては、持続可能な大会の実現のため、組織委員会が調達するすべての物品・サービス及びライセンス製品を対象とする「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・公表・運用が掲げられており、2016 年 1 月に具体的な調達コードを定めるための原則を示した「持続可能性に配慮した調達コード基本原則」が策定され、物品別の調達基準についても、順次定められているところである。本イベントガイドラインは、プレミアム基準の考え方を活用したイベントにおける調達に関する方針及び物品等の調達に当たっての環境配慮の考え方等について、東京 2020 大会の調達コードの改定等への活用も視野に入れつつ、これまで実施した検討の結果についても適宜反映したものである。

## 1-2 位置づけ

本イベントガイドラインは、グリーン購入法を始めとした市場のグリーン化を更に推進する観点から、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による市場の牽引・イノベーションを促進し、また、物品等の製造・提供事業者に対する開発目標となり得るプレミアム基準の活用を図るために策定されたガイドライン本編の趣旨を踏まえたものであり、ガイドライン本編に示されたプレミアム基準の考え方に基づき、より環境配慮に対する意識の高いイベント

主催者等が先進的な環境に配慮した物品等の調達を行う場合の考え方や具体的な調達基準等を示すものである。イベント主催者等においては、本イベントガイドラインを参考としてイベントの開催に伴う物品等の調達を実施することが求められる。

さらに、物品等を供給するサプライヤー及びサプライチェーンの各主体においても、本イベントガイドラインに示された環境配慮に係る取組を踏まえ、適切に対応することが求められる。

## イベント主催者の責務

環境負荷の把握	・ LCA的観点から各段階における環境負荷の把握
調達	・ イベントガイドラインに準拠した物品・サービスの調達
サプライチェーン	・ サプライヤー等へのイベントガイドラインの活用要請
情報提供	・ 参加者を含めた関係者への環境配慮情報の提供

### 1-3 構成

本イベントガイドラインは、イベントにおけるグリーン購入の促進の観点から、イベント主催者等が考慮すべき基本的考えを示すとともに、イベントの開催に必要な物品等の調達基準を設定し、当該基準に基づく調達が実施されることを支援するため、2種類のガイドライン（共通ガイドライン及び品目別ガイドライン）並びにイベントにおける考慮事項を記載している（図1参照）。

共通ガイドラインは、複数の品目間・素材等で共通に考慮すべき事項等に関するガイドラインであり、原料・材料別に統一した基準を設定することが望ましいものとして、紙、木材、プラスチック及び繊維の4カテゴリ、様々な品目間に共通して関連するものとして、包装材、輸送・配送、冷媒・断熱材及びエネルギーの4カテゴリについて示している。

品目別ガイドラインは、イベントの特性を踏まえ、特にイベントの開催・運営に当たって環境配慮が重要と考えられる6品目を取り上げている。なお、品目別ガイドラインにおいては、原料・材料の基準を設定する場合や品目間共通で考慮すべき事項等について、必要に応じ、共通ガイドラインを引用する形式とし、品目間の調達基準の考え方の統一化及びガイドライン参照の合理化を図ることとしている。

イベントにおける考慮事項においては、調達する物品等のみならず、サプライチェーン全体に求める事項を「サプライチェーンマネジメント」として、また、イベントの開催に伴うカーボン・オフセットの考え方、実施手順等を「カーボン・オフセット」として、それぞれ示している。

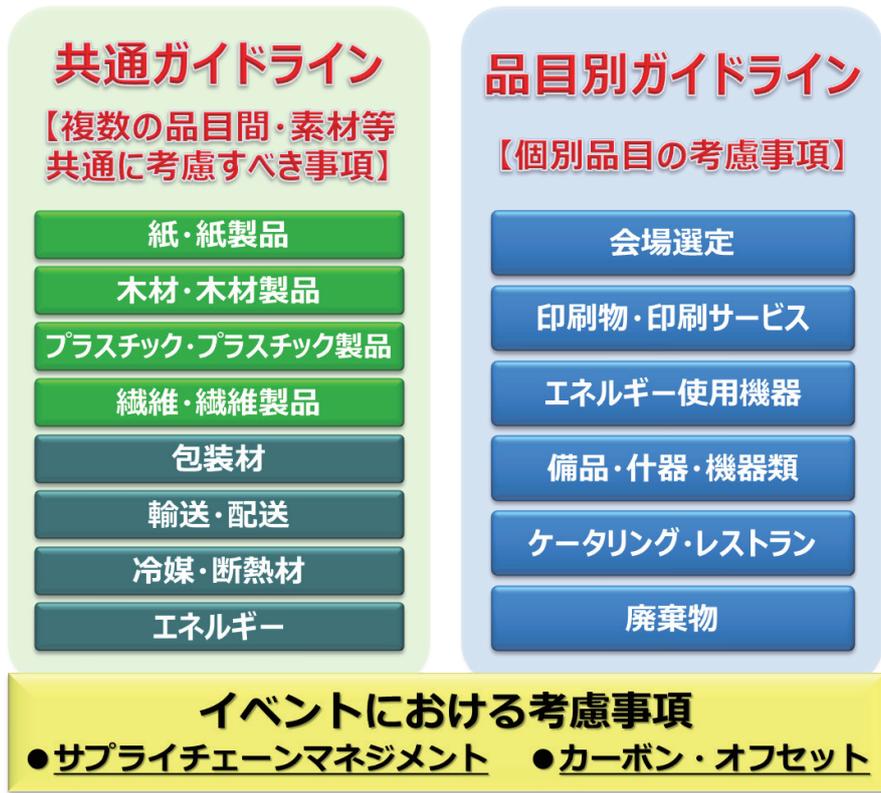


図1 本イベントガイドラインの構成

## 2 イベントガイドラインの対象

---

### 2-1 対象範囲

本イベントガイドラインは、イベントの開催に伴う環境負荷のうち、特に物品等の調達に起因する環境負荷の低減を図ることを目的としていることから、物品等の調達を伴うあらゆるイベントが対象として想定されるものである。

また、対象とされるイベントは、中規模ないし大規模のイベントとし、主な対象としては、環境関連のイベントはもちろん、博覧会、展覧会、見本市等の展示会、コンベンション、シンポジウム、学会等の会議、表彰式、スポーツイベント、文化イベント等が例示できるが、これに限るものではない。

さらに、イベントの企画、準備、運営、撤収・撤去までを対象とし、各段階における電力等のエネルギー等の使用も含まれるものとする。ただし、イベントの開催に伴い調達する物品等に起因する環境負荷低減を図る観点から、物品等の撤収・撤去後における廃棄・リサイクル段階までを視野に入れた取組を行うことが望ましい。

なお、上記のとおり、本イベントガイドラインの対象は、物品等の調達を伴うイベントを想定していることから、対象となる物品等の種類は、グリーン購入法に係る特定調達品目に限るものではない。

また、小規模の会議については、グリーン購入法の基本方針に定められた「会議運営」及びガイドライン本編において示されている会議運営に係るプレミアム基準を参考に実施することが推奨される。

### 2-2 利用者

本イベントガイドラインは、国等の機関のほか、地方公共団体等及び民間団体、事業者等が開催するイベント主催者等（イベントの主催者、運営者又は関係者）が利用することを想定しており、イベントの主催者自らが直接調達を行う場合に限らず、イベント運営の委託先等が調達を行う物品等や、イベント参加者に向けて会場等において提供する物品等についても、本イベントガイドラインを活用することを推奨するものである。

## 3 イベントにおける環境配慮

---

### 3-1 イベントの各段階における環境配慮

本イベントガイドラインは、主にイベントにおいてグリーン購入を推進するために策定したものであるが、物品等の調達にとどまらず、イベントの企画、準備、運営、撤収・撤去の各段階においても活用可能である。

図2は、イベントの各段階においてイベント主催者等が、本イベントガイドラインをどのように活用可能であるかについて例示したものであり、その概要を以下に示す。なお、イベント主催者等は、開催するイベントの目的、規模、内容等を勘案し、各段階における環境配慮への取組を検討の上、適切に実施することが重要である。

#### (1) 企画段階

イベントの企画段階としては、イベントの基本計画立案、会場選定及び実施計画立案時における環境負荷低減に向けたポイントを例示する。

##### **基本計画立案**

基本計画においては、開催するイベントの概要（目的、開催地、開催スケジュール、開催規模、費用等）を定めるとともに、イベントの準備、運営等の業務委託の必要性について検討を行う際に、当該イベントにおける環境負荷の把握・特定（環境負荷項目・ライフサイクル段階）を行うことが有効である。

この段階において、本イベントガイドラインに示したイベントにおける考慮事項であるサプライチェーンマネジメントの導入、カーボン・オフセットの活用可能性を検討することも有効である。

##### **会場選定**

イベントの開催における環境負荷は、会場の選定に大きく影響されることから、イベント主催者等において会場の選定が可能な場合にあっては、会場の規模や開催時期、設備、費用等の基本的な要件を考慮の上、品目別ガイドラインの「会場選定」を参考に、可能な限り環境配慮への取組が優れた会場を選定することが重要である。特に、国際会議、国際イベントの場合は、航空機での移動に伴う環境負荷が増大することから、開催地の決定に当たっては、直行便の利用や、空港、ターミナルからの移動に伴う輸送負荷を考慮する必要がある。

##### **実施計画立案**

基本計画を踏まえ、イベントを開催するための具体的な実施計画を策定する。この段階において、イベントの開催に伴い発生する環境負荷の低減対策を検討し、可能な限り環境負荷の低減に努めることが必要である。

また、物品等のグリーン購入の推進のため、本イベントガイドラインに示した共通ガイドライン及び品目別ガイドラインを参考とし、調達する物品等の調達基準（調達レベル）

を設定するとともに、調達目標を定めることで、環境負荷の低減への取組を可視化できる。

## (2) 準備段階

準備段階は、会場設営等を含め、実際に必要な物品等の調達を行う段階である。

実施計画において策定した具体的な調達基準に基づき物品等の調達を実施するものとする。併せて、会場設営、運搬・搬入等に係る環境負荷低減に配慮する。さらに、イベント全体の環境負荷低減のためには、参加者・関係者等の取組も重要であり、参加者・関係者等に対する環境配慮情報の提供も有効である。

## (3) 運営段階

イベントの開催・運営に当たって、イベントの開催に伴うエネルギーや水の使用、廃棄物の排出、飲食物の提供等に伴う環境負荷を最小化するよう図る。また、イベントへの参加者に対して環境配慮への取組の実践を要請するものとする。

## (4) 撤収・撤去

イベントの撤収・撤去に当たっては、特に廃棄物の排出等による環境負荷の発生が想定されることから、物品等の調達や会場設営等において廃棄・リサイクル段階における環境負荷低減を図る観点から、事前の適切な対策が重要である。

## (5) 評価・点検

基本計画及び実施計画に基づき、イベント開催後に実施結果及び調達目標の達成状況に係る点検・評価を行うとともに、必要に応じ、次回に向けた改善について検討する。

なお、当該イベントの評価結果や改善内容を公表することにより、イベントにおける環境配慮の取組に関する事例の蓄積が図られ、次に開催される類似のイベントにおける環境負荷低減に寄与するものと考えられる。

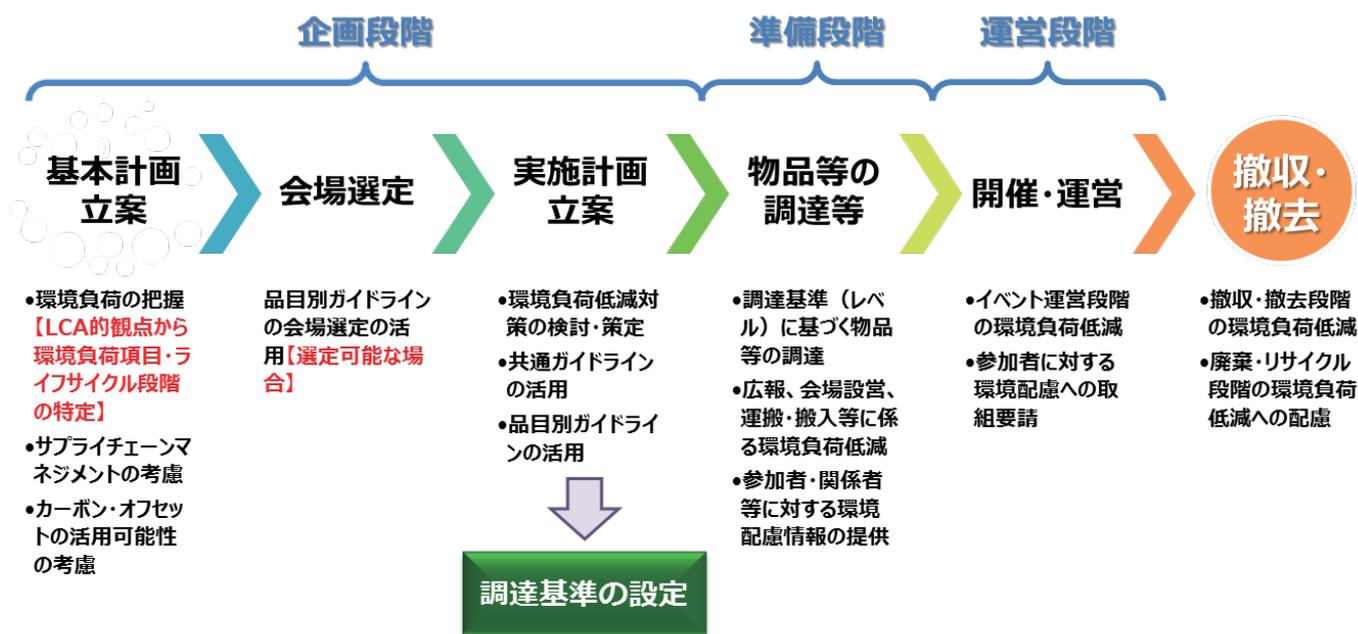


図2 イベントの各段階におけるイベントガイドラインの活用等

## 3-2 イベントにおける環境負荷の把握

イベントにおける環境配慮は、当該イベントにおける主な環境負荷の抽出を行うとともに、抽出結果を踏まえ、適切に環境負荷の低減を図ることが必要である。表1は、イベントに伴う主な環境負荷を例示しており、表1を参考とし、イベントの各段階における環境負荷の把握・特定を行うことが重要である。

表1 イベントの各段階において考慮すべき環境負荷の例

段階	考慮すべき環境負荷の例
企画段階	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 開催時期、期間、参加者によるエネルギー等の使用に伴う環境負荷</li><li>○ 会場選定に伴う環境負荷（エネルギー等の使用、公共交通機関の状況等）</li></ul>
準備段階	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 資材、物品等の調達に伴う環境負荷</li><li>○ 広報活動、展示物、資料等の作成に伴う環境負荷</li><li>○ 会場の設営に伴う環境負荷、会場及び会場周辺への環境影響</li><li>○ 資材、物品等の搬入に伴う環境負荷</li></ul>
運営段階	<ul style="list-style-type: none"><li>○ エネルギー（電気、ガス、ガソリン・軽油等）の使用に伴う環境負荷</li><li>○ 水の使用に伴う環境負荷</li><li>○ 参加者への配布物、飲食物の提供等に伴う環境負荷</li><li>○ 廃棄物の排出</li><li>○ 参加者の移動に伴う環境負荷</li></ul>
撤収・撤去段階	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 会場の撤収、展示物等の解体に伴う環境負荷</li><li>○ 資材、物品等の搬出に伴う環境負荷</li><li>○ 廃棄物の排出</li></ul>

また、次頁以降に、オリンピック・パラリンピック（2012年ロンドン大会及び2016年リオデジャネイロ大会）、FIFAワールドカップブラジル大会、展示会のエコプロダクツ展及びG7伊勢志摩サミットにおける温室効果ガス排出量の算定結果、ACEM年次学術総会における廃棄物排出量及びその内訳を例示している（詳細は各事例を参照）。

## 3-3 イベントにおける環境配慮に係る規格等

イベントの各段階における環境配慮のツールとして、既に国際規格としてISO20121（イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム）が発行しており、その活用が可能となっている。ISO20121を含め、イベントにおいて環境配慮を推進するために活用可能な国際規格、基本方針、ガイドライン等については、本イベントガイドラインの巻末に**参考資料1**として掲載している。特に大規模なイベントや環境負荷が大きいイベント等については、これらのツールを参考とし、イベントにおける環境配慮について検討を実施し、企画を立案することが推奨される。

なお、イベントの運営等の業務委託先や会場の選定に当たっては、可能であればISO20121の認証取得事業者や会場を選定することも、環境配慮の推進を図る上で有効と考えられる。

## 事例 1 2012年オリンピック・パラリンピック ロンドン大会

ロンドン大会は、低炭素な大会の実現に向け、大会の準備段階から開催終了までのカーボンフットプリントを予測する手法を用い、実際の排出量との比較を行うことで CO<sub>2</sub> 排出量の削減量を評価した。開催決定から大会の開催まで 7 年間に渡る大会の CO<sub>2</sub> 排出量は、初期の見積値では、3,448 千 tCO<sub>2</sub>e であり、大会後の実測値では 3,329 千 tCO<sub>2</sub>e であると報告されている。

特に削減が図られた建設部門は、既設会場の利用を優先し、新設の恒久施設は、優れた遺産となりうるケースに限定し、残りを仮設会場とするという戦略的な会場計画のもと、設計段階の工夫により建設資材の低炭素化を図るなどの対策の結果、1,728 千 t-CO<sub>2</sub>e から 1,442 千 t-CO<sub>2</sub>e と 17%削減した。また、輸送インフラについては 161 千 t-CO<sub>2</sub>e から 159t-CO<sub>2</sub>e へ 2%の削減、運営部分は 400 千 t-CO<sub>2</sub>e から 311 千 t-CO<sub>2</sub>e へ 22%削減が図られている。

一方、観客その他の部分は、730 千 t-CO<sub>2</sub>e から 988 千 t-CO<sub>2</sub>e へと 35%の増加となった。会場建設・運営において、設計変更や建設資材の選択、調達方針などの取組により、建設と開催ステージの両方で削減を図ったが、観客に関連する排出量が予測より大きくなったことから、全体としては 3%の削減にとどまった。ロンドン大会のカーボンフットプリントは、後の様々なイベントにおいて参照され、その手法が活用されている。

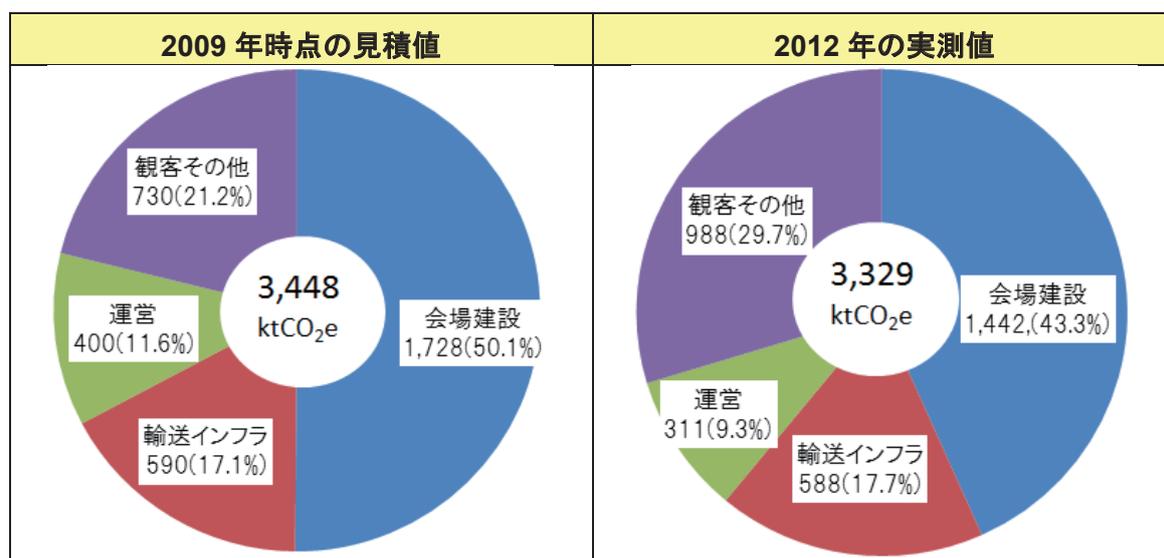


図3-1 ロンドン大会におけるCO<sub>2</sub>排出量の内訳

出典：London 2012 Post-Games Sustainability Report A legacy of change (London Organizing Committee of the Olympic Games and Paralympic Games Ltd, December 2012)

## 事例 2 2016年オリンピック・パラリンピック リオデジャネイロ大会

大会を通じて排出される温室効果ガス排出量について、ロンドン大会が採用した GHG プロトコルの国際規格 (ISO14064) に従い算定している。GHG プロトコルは、コストの貢献に比例して活動から生じる炭素排出の責任を決定するため、大会の公共性や潜在的な影響を捉えないことから、リオ大会では間接的な影響までを反映したモデルを使用し、大会の GHG 排出量について運営、インフラ建設、会場建設、観客別に示している。

リオ大会における温室効果ガス総排出量は、3,560 千 t-CO<sub>2</sub>e (2014 年 10 月) と見込まれていたが、観客の移動 (主に航空機) に伴う排出量が大幅に増加し、28%増の 4,543 千 t-CO<sub>2</sub>e となった。国際的なイベントにおいては、世界中の国・地域から選手やメディア等の大会関係者のほか、多くの観客が集まることから、観客の移動に伴う温室効果ガス排出量の削減対策を事前に検討することが必要となる。

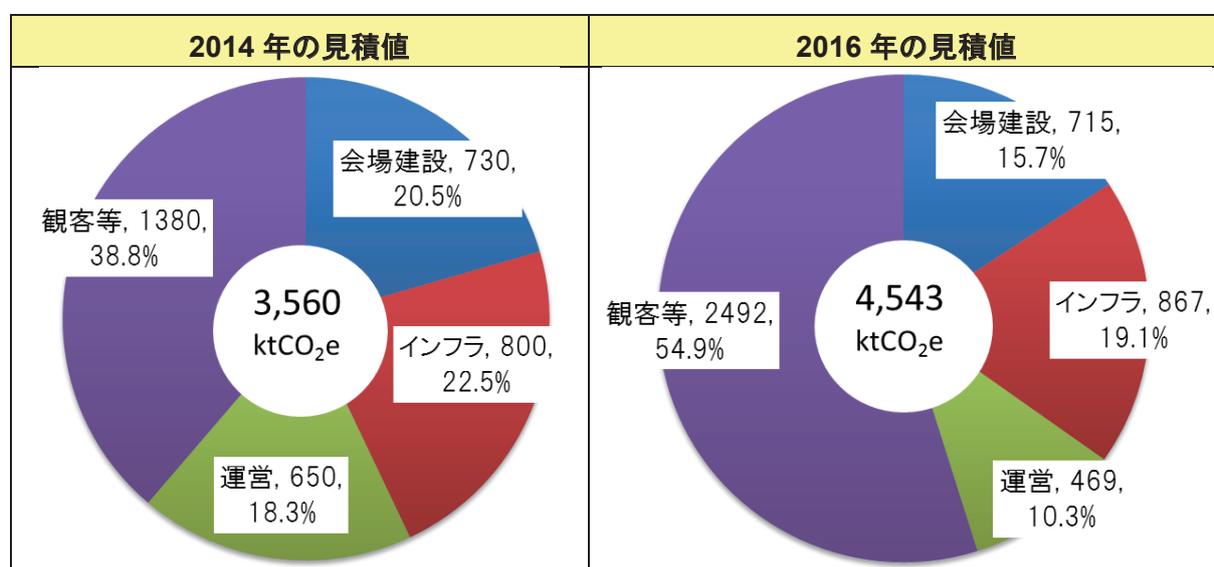


図3-2 リオ大会におけるCO<sub>2</sub>排出量の内訳

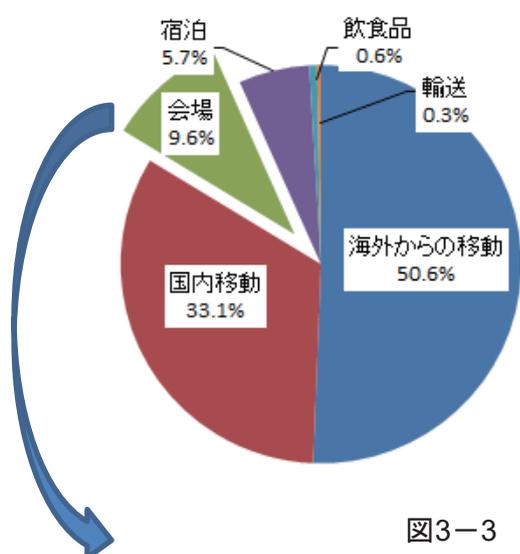
出典 : Carbon Footprint Management Report Rio 2016 Olympic and Paralympic Games, October 2014 (Rio 2016 Organising Committee for the Olympic and Paralympic Games)

Rio 2016 Carbon Footprint Report, July 2016 (Rio 2016 Organising Committee for the Olympic and Paralympic Games)

### 事例3 2014年FIFAワールドカップ ブラジル大会

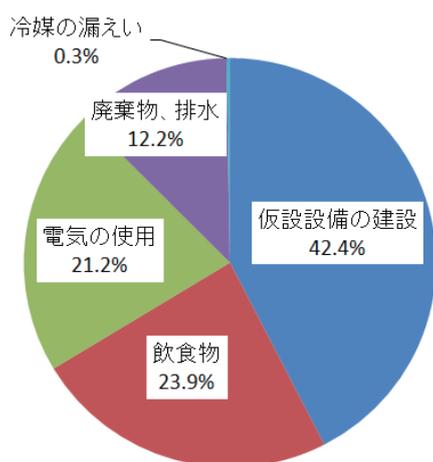
FIFA ワールドカップ大会は、2006年からCO<sub>2</sub>排出量を算定しており2014年の大会における排出については、京都議定書のクリーン開発メカニズムに登録された国内プロジェクトのクレジットを利用し、大会の温室効果ガス排出を相殺する取組（カーボン・オフセット）を行った。大会におけるCO<sub>2</sub>排出量は2,724千t-CO<sub>2</sub>であり、海外からの移動が1,379千t-CO<sub>2</sub>と約半分を占め、国内移動を含めると83.7%が人の移動に伴う排出となっている。

会場におけるCO<sub>2</sub>排出の内訳をみると、仮設設備の建設が42.4%、飲食物の提供が23.9%、電気の使用が21.2%となっている。なお、FIFA ワールドカップのカーボンフットプリントレポートにおいては、大会におけるスタジアムの新設については算定に含めていない。



区分	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> e)
海外からの移動	1,379,189
国内移動	900,861
会場	262,759
宿泊	155,316
商品生産	16,708
輸送	8,923
合計	2,723,756

図3-3 大会のCO<sub>2</sub>排出量の内訳



区分	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> e)
仮設設備の建設	111,500
飲食物	62,808
電気の使用	55,680
廃棄物、排水	32,098
冷媒の漏えい	673
合計	262,759

図3-4 会場のCO<sub>2</sub>排出量の内訳

出典：Summary of the 2014 FIFA World Cup Brazil Carbon Footprint(2014 FIFA World Cup Organising Committee Brazil)

## 事例4 エコプロダクツ展 2013

エコプロダクツ展では、排出量の大きい部門や排出量の削減効果の潜在性が高い部門を抽出し、温室効果ガスの効果的な削減を行うための指針を得るため、2008年から展示会の開催によって排出されるCO<sub>2</sub>排出量の算定を実施している。

来場者が18万人、出展者750団体を超える大規模イベントであることを考慮し、算定に当たっては4つのカテゴリに分けて調査が行われている。

- 主催者（印刷物、広告、スタッフ・ボランティア、清掃、関係セミナーなど）
- 会場（照明、空調、廃棄物、水など）
- 出展者（ブース、グッズ、出展物、輸送、スタッフ(衣類、宿泊、食事)など）
- 来場者（交通、食事など）

カテゴリ別のCO<sub>2</sub>排出量及び主要な排出量の内訳は下表のとおりとなっている。

最も多い出展者の排出としては、基礎小間、パッケージブース等、オプション・リース部品等が含まれている。

表2-1 エコプロ2013における温室効果ガス排出量の算定結果

カテゴリ	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	CO <sub>2</sub> 排出量内訳 (数値単位は t-CO <sub>2</sub> )
主催者	356.5	会場設営等 113.9、企画展示 80.4、 印刷物 71.8、広告 68.6、 スタッフ活動・宿泊 16.6、Web 関連 5.1
会場	30.3	電力 29.5、ガス 0.1、水道 0.03 ゴミゼロ大作戦 0.7
出展者	2,708	通常の出展者 2,594、NPO、NGO 等 81、 企画コーナー出展者 34
来場者	1,482	移動 1,209、宿泊 274
合計	4,583	* 四捨五入の関係で内訳と合計値が合わない場合がある

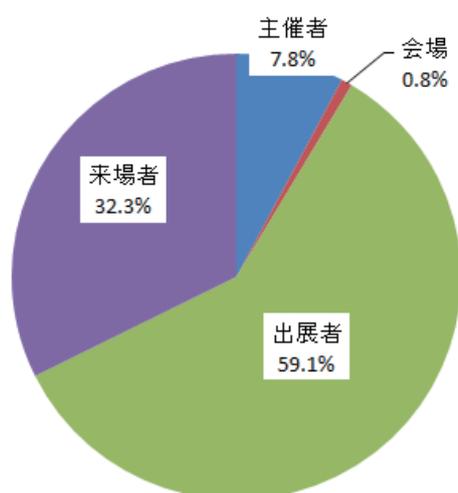


図3-5 エコプロ2013における温室効果ガス排出量の算定結果

出典:エコプロダクツ展定量的環境評価 (エコプロダクツ展 2013 CO<sub>2</sub> 排出量) 平成 26 年 3 月 (一般社団法人産業環境管理協会)

## 事例 5 2016 年 G7 伊勢志摩サミット

平成 28 年 5 月 26 から 27 日に三重県伊勢志摩で開催された G7 伊勢志摩サミットにおいては、日本政府の主導のもと、国内企業と地方公共団体が協力してサミット開催に伴う温室効果ガス排出量をゼロにするカーボン・オフセットに取り組んだ。

実施に当たっては、可能な限りの環境配慮により温室効果ガス排出量の削減努力を行いつつ J-クレジット制度を活用し、参加者からの提供クレジット 13,130t-CO<sub>2</sub> 及び政府による拋出クレジット 12,920t-CO<sub>2</sub> により、合計 26,050t-CO<sub>2</sub> すべての排出量についてカーボン・オフセットが実施された。

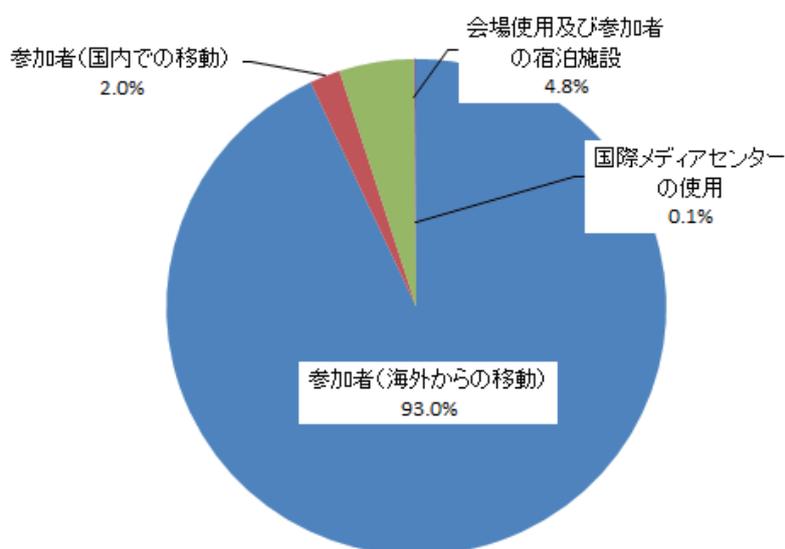


図3-6 算定対象活動別の温室効果ガス排出量

表2-2 算定対象活動別の温室効果ガス排出量

算定対象範囲	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合
参加者（海外からの移動）	24,237	93.0%
参加者（国内での移動）	515	2.0%
会場使用及び参加者の宿泊施設	1,261	4.8%
国際メディアセンターの使用	37	0.1%
合計	26,050	100.0%

出典：G7 伊勢志摩サミットカーボン・オフセット報告書 平成 28 年 11 月 1 日（経済産業省、環境省、農林水産省、外務省）

## 事例 6 ACEM 2014 年次学術総会（Australasian College For Emergency Medicine / Annual Scientific Meeting 2014）

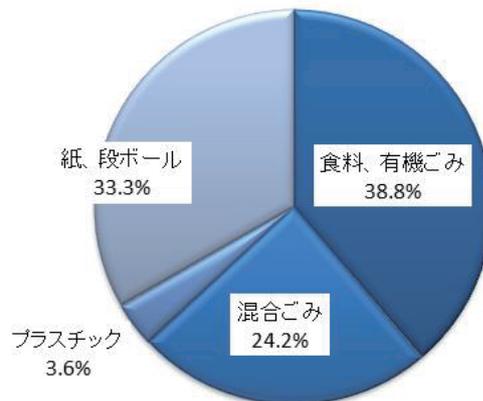
オーストラリア緊急医療短期大学（ACEM）の年次学術会議（ASM）は、救急医療における最新の研究開発の発表の場である。持続可能なイベントを実現するため様々なアプローチを行い ISO20121 も取得している。ACEM ASM 2014 は、900 人以上の国内外の専門家、研修生及び関連する医療専門家が参加した。

廃棄物処理に係る取組として、5 種類に分類された一般廃棄物、混合廃棄物（ガラス、プラスチック、紙などが混在している廃棄物）、プラスチック、紙類、食料・有機物のうち、495kg の廃棄物がリサイクルされた。

紙とプラスチックはペレット化され、16.5t のカーペットが再利用された。また、地域団体に寄付できなかった食品は、有機廃棄物とともにバイオ燃料に転換された。

この大会では、86%の廃棄物転換率を達成し、将来の ACEM 年次学術総会における廃棄物処理のベンチマークとなった。

廃棄物の種類	kg
食料、有機ごみ	192
混合ごみ	120
プラスチック	18
紙、段ボール	165
リサイクル、燃料化合計	495



処理区分	kg
リサイクル、燃料化合計	495
埋立	82
廃棄物総排出量	577

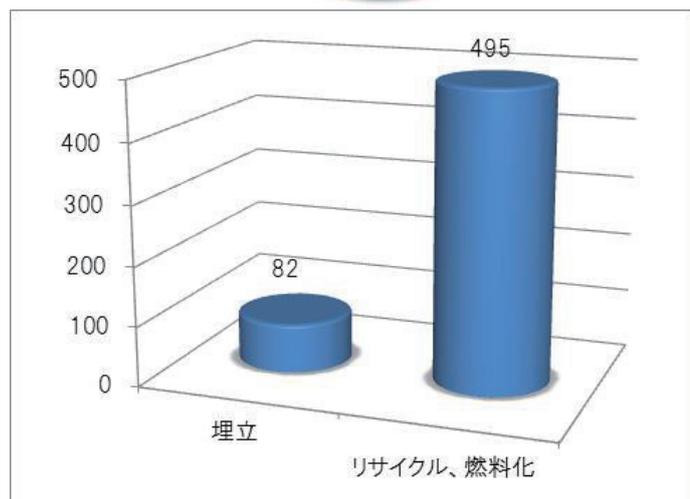


図3-7 ACEM 2014年次総会における廃棄物排出量と処理の内訳

出典：ACEM The annual scientific meeting 2014 EVENT SUSTAINABILITY REPORT

## 4 イベントガイドラインの基本的な考え方

---

### 4-1 基本的な考え方

イベントにおけるグリーン購入に当たっての基本的な考え方を以下のとおりとする。なお、各国の現地法令への対応、国際的義務への対応、関係する法令、地域における規制等を遵守するとともに、当該法令等が本イベントガイドラインの記載内容に優先される。

#### 【調達に当たっての必要性の考慮】

- イベント主催者等は、調達の必要性を十分考慮し、イベントの開催に真に必要な物品等の調達を行うものとする。

#### 【ライフサイクル全般にわたる環境負荷の考慮】

- イベント主催者等は、資源採取段階から廃棄・リサイクル段階までの物品等のライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して調達を行うものとする。

#### 【調達に当たっての基本的事項】

- イベント主催者等は、資源採取・栽培等において、再生可能エネルギーの活用、省エネルギーの推進、省資源・物質循環の推進、生物多様性の保全の推進、大気・水・土壌、化学物質等の環境に配慮した原材料を使用している物品等の調達を行うものとする。
- イベント主催者等は、製造・流通段階において、再生可能エネルギーの活用、省エネルギーの推進、省資源・物質循環の推進、大気・水・土壌汚染等への環境負荷低減を図っている物品等の調達を行うものとする。
- イベント主催者等は、使用段階において、省エネルギーの推進、省資源・物質循環の推進、大気・水・土壌汚染等への環境負荷低減を図っている物品等の調達を行うものとする。
- イベント主催者等は、調達に当たってリース・レンタル品（仮設を含む。）の活用について検討し、可能な限り、リース・レンタル品を使用するものとする。
- イベント主催者等は、再使用された物品、再生利用された原材料を使用した物品の調達を行うものとする。
- イベント主催者等は、物品の容器包装、梱包資材等の最小化を図るものとする。
- イベント主催者等は、廃棄・リサイクル段階において再使用又は再生利用を図るよう要請するものとする。また、再使用又は再生利用ができない物品については、エネルギー回収等の方法により、可能な限り資源を有効に活用するよう要請するものとする。
- イベント主催者等は、調達する物品等のサプライチェーンにおいて、本イベントガイドラインに示された事項を確認する。

- イベント主催者等は、イベントへの参加者が環境配慮への取組ができるよう、適切な情報の提供を行うものとする。

## 4-2 重視すべきテーマ等

ガイドライン本編においては、環境政策ごとに重視すべき観点として第四次環境基本計画（平成24年4月閣議決定）の事象面で分けた重点6分野<sup>1</sup>を念頭に、プレミアム基準の設定対象とする分野・品目の性質に応じた設定方針及び分野横断的な対応方針を設定（表2参照）しているところであり、本イベントガイドラインにおいても、基本的な考え方は大きく変更されるものではない。ただし、2015年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択され、2016年11月に発効した「パリ協定」や2015年9月の第70回国連総会において採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」等の先進国・途上国双方を巻き込んだ新たな国際的枠組により、環境保全に関する社会全体の意識や行動様式も大きな転換点を迎えている。

また、東京2020大会の開催される2020年は、パリ協定に基づく新たな国際的枠組が開始される年であり、生物多様性条約に基づく愛知目標の目標年でもある節目の年となっている。このため、低炭素社会の実現に寄与するため、また持続可能な消費と生産のパターンを確保するため、消費者がより低炭素かつライフサイクルを通じ環境負荷が低減されるとともに、生物多様性にも配慮された製品やサービスを選択することが必要であり、その選択を促す取組の一環として、ガイドライン本編及び本イベントガイドラインの積極的な活用が期待される。

なお、持続可能性における社会的責任等は、環境負荷の低減と同時に担保すべき重要な側面であるが、本イベントガイドラインにおいては、特に環境側面からイベントにおけるグリーン購入の考え方を示すことを第一義的な目的として記載しているところである。

---

<sup>1</sup> 「地球温暖化に関する取組」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「水環境保全に関する取組」、「大気環境保全に関する取組」及び「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」

表3 プレミアム基準策定ガイドラインにおける環境政策への対応方針（概要）

## 1. 温暖化防止・低炭素社会

- 省エネルギーの推進
- 再生可能エネルギーの導入推進
- 未利用エネルギーの活用
- 代替フロン等の温室効果ガス排出抑制
- 森林等の吸収源対策、バイオマス資源等の活用

## 2. 省資源・物質循環

- 天然資源等の消費抑制
- 3Rの取組のうち、特に発生抑制、再使用の推進
- 再生利用については、水平リサイクルのような高度なりサイクルの定着
- 使用済製品等の回収・安定的なりサイクルシステムの構築
- 未利用資源の活用
- 適正処理の確保

## 3. 生物多様性の保全

- 生物多様性の保全に配慮した原材料の使用
- 土地利用における生物多様性への配慮

## 4. その他の環境保全施策

- 大気環境、水環境、土壌環境等への環境負荷の低減
- 化学物質による環境汚染の防止（有害物質に関するリスク管理等）
- その他対象分野・品目等の性質を踏まえた環境負荷の低減

## 5. 分野横断的施策

- 需要側の環境配慮行動を促すための情報提供・情報開示
- 供給側の経済・社会活動への環境配慮の織り込み
- 環境配慮に係る広報・教育・普及啓発等の促進
- 環境に配慮した使用、メンテナンス、シェアリング等の調達総量の削減
- ライフサイクル全体で捉えた環境負荷の適切な管理・低減

## 5 イベントガイドラインの活用

---

### 5-1 共通ガイドライン及び品目別ガイドライン

#### (1) 共通ガイドライン

グリーン購入法においては、特定調達品目ごとにその判断の基準が設定されている。

一方、イベントは、その特性として一時的又は短期間に特定かつ大量の物品等を調達する機会が多いことから、本イベントガイドラインにおいては、「共通ガイドライン」として製品の原料・材料に着目した基準や調達に付随するすべての包装・包装材、輸送・配送等について統一的に適用可能な基準を示している。

品目別ガイドラインに定めのない物品等の調達に当たっては、共通ガイドラインを満たすことで環境配慮への対応が可能となる。

各ガイドラインの特性及び主眼とする考え方は、以下のとおりである。

#### ～原料・素材に着目したガイドライン

- 紙・紙製品
- 木材・木材製品
- プラスチック・プラスチック製品
- 繊維・繊維製品

主要材料として、紙、木材、プラスチック及び繊維を含む製品を調達する場合、上記 4 つのガイドラインを適用する。これら 4 つのガイドラインは、品目別ガイドラインにおける「原料・材料」に係る基準としても適用されている。

#### ～すべての調達に関連するガイドライン

- 包装材
- 輸送・配送

物品等の調達に当たっては、製品単位や販売単位で包装・梱包が行われ、その配送には輸送を伴うことから、包装材、輸送・配送に係るガイドラインを設定している。この 2 つは、すべての物品等の調達に関連するガイドラインである。

#### ～その他重要な環境負荷に着目したガイドライン

- 冷媒・断熱材
- エネルギー

冷媒・断熱材については、冷媒等を使用する製品そのものに適用されるほか、一時的に使用する冷凍空調機器等の移動等においても、取扱いに適切な管理が必要となるため、共通ガイドラインとして定めている。

また、エネルギーについては、イベント全体の環境負荷に大きな影響を与えるものであり、例えば、グリーン電力や再生可能エネルギー等を利用したイベントであることを周知することにより、環境配慮型イベントであることのアピールと参加者の意識の変革をもたらす契機となり得るものと考えられる。

## (2) 品目別ガイドライン

多くのイベントにおいて調達される代表的な品目について、「品目別ガイドライン」を定めている。品目別ガイドラインにおける「原料・材料」に係る基準は、共通ガイドラインを引用することにより統一化、合理化を図っている。

- 会場選定
- 印刷物・印刷サービス
- エネルギー使用機器
- 備品・什器・機器類
- ケータリング・レストラン
- 廃棄物

### 1 会場選定

会場選定は、イベントの種類によっては、イベント全体の環境負荷を決定づける要因となることから、企画段階において十分な検討の上、決定することが重要である。イベント主催者等において会場の選定が可能な場合にあつては、可能な限り人の移動に伴う環境負荷を低減することを考慮した上で開催地を選定し、事前に会場の環境配慮への取組を評価して、環境に配慮された会場の選定を行うことが重要である。また、必要に応じ、環境配慮への取組について改善を求めることも有効である。

### 2 印刷物・印刷サービス

印刷物・印刷サービスは、ほぼすべてのイベントに関連する物品等であり、第一に紙資源の使用削減を促すとともに、紙を使用する場合にあつては、古紙パルプ配合率の高いものを使用することが基本である。

### 3 エネルギー使用機器

エネルギー使用機器を調達するイベントにおいては、温室効果ガス排出削減の観点から省エネルギー・低炭素化に配慮することが重要である。また、これらの多くの製品が、使用段階と並んで資源採取段階における環境負荷が高くなっていることから、可能な限り新規購入を回避し、リース・レンタル品の利用を検討する必要がある。

### 4 備品・什器・機器類

備品・什器・機器類は、展示パネル、仮設のいす、演題など、比較的大規模なイベントにおいて調達するケースが多い。既存のものを最大限に活用し、リデュース、リユースの2Rの考え方及び輸送負荷までを考慮した調達を行うことにより、環境負荷の低減が可能となる。

### 5 ケータリング・レストラン

ケータリング・レストランは、参加者等に飲食物を提供する場合に適用される。飲食物の提供を行うイベントの多くは、廃棄物の排出による環境負荷が大きく、食材のみならず、提供に当たって使用する容器についても考慮することが必要である。また、食材の輸送に

伴う負荷も地産地消等の工夫により削減が可能となる。

## 6 廃棄物

廃棄物は、イベントの開催において必ず発生するものであり、事前に廃棄・リサイクル段階を考慮した環境負荷低減対策の検討が重要である。3R の原則に基づき、廃棄物の減量化（リデュース）、リユース、リサイクルを実施することにより、廃棄物の排出削減に取り組むとともに、廃棄物の処理に当たっては、適切な処理業者の選択が重要である。

### (3) 共通ガイドライン及び品目別ガイドラインの構成

共通ガイドライン及び品目別ガイドラインの構成は、原則として以下のとおりである。

#### 1 対象範囲

対象範囲は、ガイドラインを適用する製品・サービスの範囲について記載している。

#### 2 基本原則

基本原則においては、環境負荷の低減を図るための基本的な考え方について、3 の要求事項や推奨事項として規定する主旨を含めて記載している。

#### 3 要求事項及び推奨事項

要求事項及び推奨事項においては、環境配慮を実施する上で最低限求められるレベルの「要求事項」とより高い環境性能に基づくプレミアム基準に対応する「推奨事項」の2つのレベルを設定し、イベントの目的や環境配慮への取組における制約等を検討の上、イベント主催者等が調達に当たって設定すべき調達レベルを選択できるようにしている。なお、要求事項のレベルは、グリーン購入法に係る判断の基準に相当するレベルを想定しているものであるが、必ずしも一致するものではない。

推奨事項は、要求事項に加えて満たすべき事項を設定しており、より高い環境配慮を求める場合には、要求事項と推奨事項をともに満たすこととする。また、推奨事項のすべてを満たすことが困難な場合は、適用可能な項目を選定して可能な限り多くの項目を調達基準として設定することが望まれる。

本ガイドラインにおける調達基準のイメージは図4のとおりである。

#### 4 定義

各項目の定義を記載している。

#### 5 参考となる環境ラベル等

要求事項及び推奨事項を満たす物品等を選択するために参考となる主な環境ラベルを記載している。本ガイドラインにおいては、特定のラベルを推奨する形を取っていないが、各項目が要求事項又は推奨事項を満たしていることを確認し、その適合性を担保するための手段として、環境ラベル等により認証された物品等を調達することは望ましいものと考えられる。

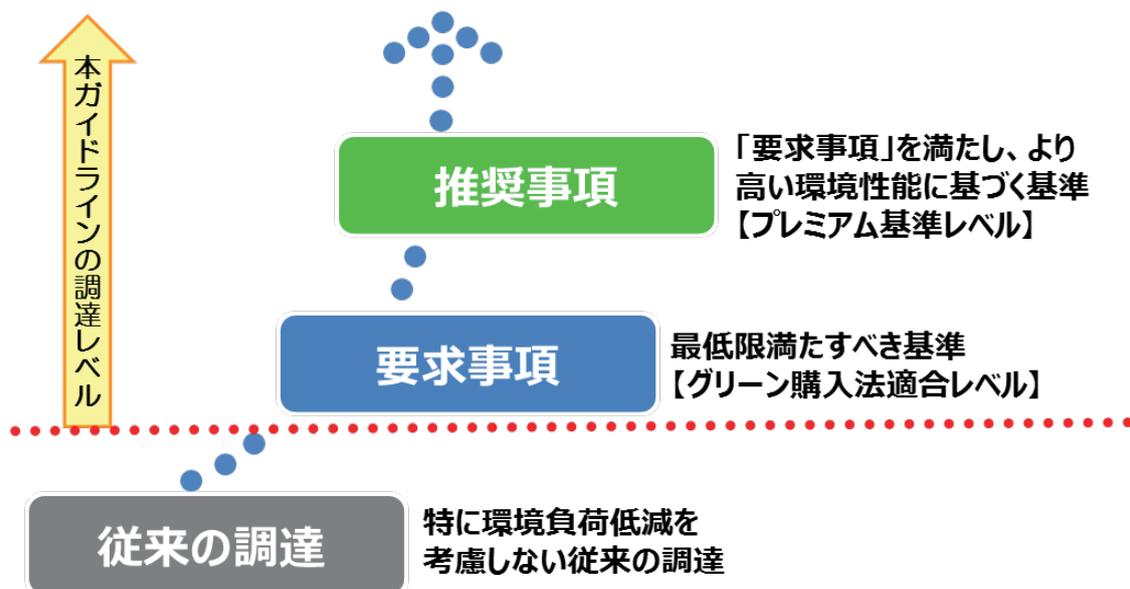


図4 本ガイドラインの調達レベル（要求事項及び推奨事項）

## 5-2 イベントにおける考慮事項

イベントの実施に当たっては、イベントの目的、種類等にかかわらず、環境配慮への取組が重要である。特に物品等の調達に伴う環境負荷を低減するためには、本イベントガイドラインの基本的考え方に示されたとおり、資源採取段階から廃棄・リサイクル段階までの物品等のライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮した調達を行うことが求められる。また、近年、環境関連の展示会や国際会議等においてイベントの開催に伴う二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス排出量をオフセットする（埋め合わせる）ことが広く行われるようになってきたところであり、こうした温室効果ガス排出削減のための積極的な取組を促進することもイベントにおける環境負荷低減に向けた取組として重要である。

### （1）サプライチェーンマネジメント

サプライチェーンマネジメントは、イベント主催者等がイベントに伴い調達するあらゆる物品等についてサプライヤー及びサプライチェーンを構成する各主体に対し求める環境配慮及びその担保方法を示している。

具体的には、イベントの主催者又は運営者、サプライヤー、サプライチェーンの各主体に本イベントガイドラインへの活用を要請するとともに、その状況の確認方法を記載している。併せて各主体に対し、自らの環境負荷の低減に向けた配慮を求めるものである。

### （2）カーボン・オフセット

カーボン・オフセットは、イベントにおけるカーボン・オフセットの一般的な手順を示した上で、カーボンフットプリントの活用を含めた排出量の把握、排出削減のための取組、オフセットの内容等を記載している。

イベントの開催に伴う二酸化炭素を始めとした温室効果ガス排出量を把握するためには、

カーボンフットプリントの活用が有効である。

例えば、国際的な会議やイベント等については、海外からの来場が多いことから、航空機を始めとした参加者の移動に伴う温室効果ガス排出量が多くなることが知られている（図 3-3、図 3-6 等参照）ことから、これらのイベントにおいてカーボン・オフセットを行う事例も近年増えてきている。

このため、本イベントガイドラインにおいては、主な製品に係るカーボンフットプリントの算定結果を例示し、イベント主催者等が物品等の調達に当たって考慮すべきライフサイクル段階に関する情報について、本イベントガイドラインの巻末に**参考資料 2**として掲載している。

## 6 イベントガイドライン

---

<b>共通ガイドライン</b> .....	<b>23</b>
■ 紙・紙製品 .....	23
■ 木材・木材製品 .....	27
■ プラスチック・プラスチック製品 .....	30
■ 繊維・繊維製品 .....	35
■ 包装材 .....	37
■ 輸送・配送 .....	39
■ 冷媒・断熱材 .....	42
■ エネルギー .....	45
<b>品目別ガイドライン</b> .....	<b>48</b>
■ 会場設営 .....	48
■ 印刷物・印刷サービス .....	50
■ エネルギー使用機器 .....	54
■ 備品・什器・機器類 .....	58
■ ケータリング・レストラン .....	60
■ 廃棄物 .....	65
<b>イベントにおける考慮事項</b> .....	<b>67</b>
■ サプライチェーンマネジメント .....	67
■ カーボン・オフセット .....	69

## 紙・紙製品

### 1 対象範囲

- 情報用紙、印刷用紙、衛生用紙及び紙を主原料とする製品（容器・包装に使用する紙を除く）

### 2 基本原則

- 紙の使用量の削減に努め、使用する紙は可能な限り古紙パルプ配合率の高い紙を使用すること。バージンパルプを使用する場合は、原料となる原木の合法性が確認されたものであること。

### 3 要求事項及び推奨事項

#### ■ 原料・材料

##### 【要求事項】

- バージンパルプが使用される場合は、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）の対象物品であって、同法に基づく木材関連事業者の場合は、同法に則した合法性の確認が必要である。
- コピー用紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であり、バージンパルプが使用される場合は、その原料は、森林認証材、間伐材、竹、持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプであること。
- 印刷用紙は、古紙パルプ配合率 60%以上であり、バージンパルプが使用される場合は、その原料は、森林認証材、間伐材、竹、持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプであること。また、塗工量は両面 20g/m<sup>2</sup>以下であること。
- 特殊印刷用紙、コピー用紙以外の情報用紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であること。
- 衛生用紙など、一度使用した後廃棄されるものについては、古紙パルプ配合率 100%であること。
- 封筒用原紙は、古紙パルプ配合率が 40%以上であること。
- 文具等に使用される紙は、古紙パルプ配合率 50%以上であること。

##### 【推奨事項】

- コピー用紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であり、バージンパルプが含まれる場合は、その原料は森林認証材、間伐材又は竹であること。
- 印刷用紙は、古紙パルプ配合率 60%以上であり、バージンパルプが含まれる場合は、その原料は森林認証材、間伐材又は竹であること。また、塗工量は両面 12g/m<sup>2</sup>以下であること。
- 文具等に使用される紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であること。バージンパルプが含まれる場合は、森林認証材、間伐材又は竹を原料とするパルプが使用されていること。
- コピー用紙、印刷用紙以外について、森林認証材以外のバージンパルプが含まれる場合は、持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプであること。
- バージンパルプが含まれる場合は、その原料はクリーンウッド法に基づく「合法伐採木材等の確認等（いわゆる「デューデリジェンス）」」が実施されていること。

※紙の原料として間伐材等を使用する場合は、クレジット方式を採用できることとする。

#### ■ リサイクル性

【要求事項】

- リサイクルに阻害のある加工をしていないこと。

【推奨事項】

- 印刷用紙は、古紙リサイクル適性ランクリストの A ランクの用紙であること。

■ 情報開示

【要求事項】

- バージンパルプが原料に含まれる場合は、原木の産地が公開されていること。なお、クリーンウッド法の対象物品であって、同法に基づく木材関連事業者の場合は、同法に定められた合法伐採木材等の確認等が実施されていること。

【推奨事項】

- 製品の包装材等に古紙パルプ配合率、バージンパルプの原料に係る情報について記載されていること。ただし、製品にその情報が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。
- バージンパルプが含まれる場合は、当該パルプの原料となる原木の合法性・持続可能性について、リスク評価及びリスク軽減方策に係る情報が開示されていること。なお、パルプの原料となる原木の合法性については、クリーンウッド法に基づく合法伐採木材等の確認等の実施及び当該情報の開示を含む。

■ その他

【要求事項】

- 製品の包装は、共通ガイドライン「[包装材](#)」の要求事項を満たすこと。
- 損紙の過剰な使用がないこと。

【推奨事項】

- 製品の包装は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の推奨事項を満たすこと。
- 製品を製造する工場が消費エネルギー量、地球温暖化ガス排出量、廃棄物量などの低減に配慮していること。

## 4 定義

○ 森林認証材

独立した第三者機関が一定の基準等に基づき、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを審査・認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品をいう。

○ 間伐材

森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、その一部を伐採し、残存木の成長を促す作業により伐採された木材をいう(林野庁「間伐材チップの確認のためのガイドライン」(平成 21 年 2 月)より)。

○ 持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ

次の①②のいずれかをいう。

- ① 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- ② 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫被害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

○ クレジット方式

個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

○ 古紙リサイクル適性ランクリスト

印刷物資材が使用後に市中回収古紙及び産業古紙に混入することを想定し、古紙としての適性を A ランク、B ランク、C ランク、D ランクの 4 区分にランク付けしたもの（古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用）。なお、古紙リサイクル適性に関するランクリスト本リストは古紙リサイクルを促進するためのものであり、機能・用途・長期保存等必要不可欠な資材の使用や加工を妨げるものではない。

○ 合法伐採木材等の確認等

クリーンウッド法第 6 条第 1 項に基づく合法性の確認。

5 参考となる環境ラベル等

● エコマーク

認定基準：情報用紙 (No.106)、印刷用紙 (No.107)、衛生用紙 (No.108)、紙製の印刷物 (Version2.7) (No.120)、紙製の包装用材 (No.114)

● 森林認証マーク (FSC、PEFC、SGEC)

● 間伐材マーク

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISO の規格 (ISO14024) にのっとった我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を選定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。商品類型数は 63、認定商品数は 5,688 (2016 年 12 月現在)。	公益財団法人日本環境協会
FSC 森林認証制度		1993 年に設立された独立した非営利の世界的森林認証システム。環境保全及び社会的責任の観点から見て「適切に管理された森林」の普及を目的に、長期的な森林管理が実行されている森林の認証を推進。持続可能な森林管理のために策定された国際基準にのっとって林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC 認証」がある。	森林管理協議会
PEFC 森林認証プログラム		1999 年に創設された独立した NGO 組織 (PEFC 評議会) が運営する世界的な森林認証プログラム。PEFC が承認するすべての森林認証制度が、共通して高レベルの規格を採用していることを保障し、森林経営・管理者、紙や木材などの林産品関連企業、外部認証機関などが PEFC の認証を受けたすべての企業に対して同様のことを保証するシステムを提供する。FSC と同様「森林管理認証」と「CoC 認証」がある。	PEFC 評議会

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
SGEC 認証制度		<p>我国の林業団体、環境 NGO 等により 2003 年に発足した森林認証制度。人工林のウェイトが高いことや零細な森林所有者が多いこと等、我が国の実情に応じた制度を創設。2016 年 6 月 3 日 PEFC との相互承認を成立。持続可能な森林経営を行っている森林を認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流過程を認証する「CoC 認証」の 2 つを定めている。</p>	<p>一般社団法人緑の循環認証会議</p>
間伐材マーク		<p>間伐材を用いた製品に表示することができるマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性を PR するとともに、消費者の製品選択に資するもので、マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の 2 種類ある。</p>	<p>全国森林組合連合会</p>
総合評価値		<p>国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく紙類の総合評価値。80 以上のコピー用紙、印刷用紙は、要求事項を満たす。</p>	<p>各製紙メーカーが表示</p>

## 木材・木材製品

### 1 対象範囲

- 木材及び製品の全部又は一部に木材を使用した製品

### 2 基本原則

- 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等を優先的に使用すること。
- 間伐材及び間伐材を除く上記以外の材にあつては、原木の合法性が確認された材を使用すること。
- 木材加工品等については、設計段階から、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を考慮したものであること。

### 3 要求事項及び推奨事項

#### ■ 設計

##### 【要求事項】

- 材料別に分解可能であるなど、使用後のリユース、リサイクルに配慮されていること。

##### 【推奨事項】

- 木質製品は、リデュースを考慮した設計がなされており、軽量化が図られていること。

#### ■ 原料・材料

##### 【要求事項】

次のいずれかを満たすこと。

- 原料となる原木は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等であること。
- 原料となる原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。なお、クリーンウッド法の対象物品であつて、同法に基づく木材関連事業者の場合は、同法に則した合法性の確認が必要。

##### 【推奨事項】

- 原料となる原木は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等であることの証明がなされた材であること。
- 持続可能性が確認された木材であること。森林認証材は、持続可能性が確認されたものとみなす。
- 近隣の地域において伐採された木材であること。原料となる原木はクリーンウッド法に基づく合法伐採木材等の確認等が実施されていること。

#### ■ 情報開示

##### 【推奨事項】

- 原木の合法性・持続可能性について、リスク評価及びリスク軽減方策に係る情報が開示されていること。なお、原木の合法性については、クリーンウッド法に基づく合法伐採木材等の確認等の実施及び当該情報の開示を含む。

#### ■ 有害物質

【要求事項】

- 居室に使用する木材は、ホルムアルデヒド放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L であること。（日本農林規格 F☆☆☆☆）
- 木材製品の材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m<sup>2</sup> h 以下又はこれと同等のものであること。（日本工業規格 F☆☆☆☆）

【推奨事項】

- 建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材及び木質材料を原料とする場合は、防腐・防蟻・防虫処理が施された材が排除されていること。

■ その他

【要求事項】

- 製品の梱包又は包装は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の要求事項を満たすこと。

【推奨事項】

- 製品の梱包又は包装は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の推奨事項を満たすこと。

4 定義

- 森林認証材  
独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み（林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」より）。
- 間伐材  
森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、その一部を伐採し、残存木の成長を促す作業により伐採された木材（林野庁「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（平成 21 年 2 月）より）
- 合法伐採木材等の確認等  
クリーンウッド法第 6 条第 1 項に基づく合法性の確認。

5 参考となる環境ラベル等

- エコマーク  
認定基準（木材などを使用したボード（No.111）、間伐材、再・未利用木材などを使用した製品（No.115）、土木製品（No.131））
- 森林認証マーク（FSC、PEFC、SGEC）
- 間伐材マーク

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISO の規格（ISO14024）にのっとり我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。商品類型数は 63、認定商品数は 5,688（2016 年 12 月現在）。	公益財団法人日本環境協会

環境ラベル 名称	マーク	概要	認定機関等
FSC 森林認証 制度		1993年に設立された独立した非営利の世界的森林認証システム。環境保全及び社会的責任の観点から見て「適切に管理された森林」の普及を目的に、長期的な森林管理が実行されている森林の認証を推進。 持続可能な森林管理のために策定された国際基準にのっとり林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC認証」がある。	森林管理協議会
PEFC 森林認証 プログラム		1999年に創設された独立したNGO組織(PEFC評議会)が運営する世界的な森林認証プログラム。PEFCが承認するすべての森林認証制度が、共通して高レベルの規格を採用していることを保障し、森林経営・管理者、紙や木材などの林産品関連企業、外部認証機関などがPEFCの認証を受けたすべての企業に対して同様のことを保証するシステムを提供する。FSCと同様「森林管理認証」と「CoC認証」がある。	PEFC 評議会
SGEC 認証制 度		我国の林業団体、環境NGO等により2003年に発足した森林認証制度。人工林のウェイトが高いことや零細な森林所有者が多いこと等、我が国の実情に応じた制度を創設。2016年6月3日PEFCとの相互承認を成立。持続可能な森林経営を行っている森林を認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC認証」の2つを定めている。	一般社団法人緑の循環認証会議
間伐材マーク		間伐材を用いた製品に表示することができるマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもので、マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類ある。	全国森林組合 連合会

## プラスチック・プラスチック製品

### 1 対象範囲

- プラスチック及びプラスチックを 25g 以上含む製品（容器・包装に使用されるものを除く）

### 2 基本原則

- リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を基本とし、可能な限り廃棄物の削減に資するものを選択すること。また、プラスチックの使用に当たっては、用途・目的に応じ、他の素材やより環境負荷の低い種類のプラスチックへの代替等について考慮すること。

### 3 要求事項及び推奨事項

#### ■ 設計

##### 【要求事項】

- 製品は、再使用又は再生利用のための環境配慮設計がなされていること。

##### 【推奨事項】

- 複数の異なる材料（紙、木、金属、ガラスなど）とプラスチックを組み合わせる製品は、製品の単一素材分解可能率が 85% 以上であること。

#### ■ 原料・材料

##### 【要求事項】

- 文具類に使用されるプラスチックの重量に占める再生プラスチック材料の重量割合については、所定の算定式に基づく再生プラスチック評価値が 40 以上であること。
- 備品、什器、機器類等に使用されるプラスチックは、プラスチック重量の 10% 以上であること。
- 植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量比で 25% 以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が 10% 以上であること。

##### 【推奨事項】

- 文具類に使用されるプラスチックの重量に占める再生プラスチック材料の重量割合について、所定の計算式に基づく再生プラスチック評価値が 70 以上であること。
- 備品、什器、機器類等に使用されるプラスチックは、プラスチック重量の 15% 以上であること、又はポストコンシューマが 10% 以上であること。
- 木材・プラスチック再生複合材（プラスチック木材）は、再生プラスチック及び再・未利用木材、廃植物繊維の合計質量が、プラスチック及び木質材料の合計質量の 50% 以上であること。
- 使い捨て製品については、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックが 100% 使用されていること。

#### ■ 情報開示

##### 【要求事項】

- 植物を原料とするプラスチックは、環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。また、リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。

##### 【推奨事項】

- 製品本体には、リサイクルしやすいようにポリマーの種類表示がなされていること。表示方法は、JIS K 6899-1 又は ISO1043-1 の記号を用い、表示方式については、JIS K 6999 又は ISO11469 に従うこと。
- 植物を原料とするプラスチックについては、環境負荷低減効果及び農地、原料樹脂、原料製造工場に係るトレーサビリティについて公表されていること。
- プラスチック木材においては、JIS A5741 に従った表示がなされていること。
- 製品又は製品に添付する取扱説明書、ラベル、カタログなどに、使用済み製品における異種材料部品ごとの分離・分別方法などが記載され、使用者への適正な処理を促す表示がなされていること。

### ■ 有害物質

#### 【要求事項】

- 製品の製造において、代替フロンを含むオゾン層破壊物質の使用がないこと。
- 製品の処方構成成分として、カドミウム、鉛、六価クロム、水銀及びそれらの化合物を添加しないこと。

#### 【推奨事項】

- 難燃剤として PBB、PBDE 及び短鎖塩素化パラフィンを処方構成成分として添加しないこと。
- 製品に使用する可塑剤、色剤、安定剤、滑材などのプラスチック添加物は、業界自主基準などによって定められたポジティブリストに従うこと。該当する業界自主基準が定められていない場合は、類似した商品の業界自主基準に従うこと。
- 抗菌材を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合は、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。
- 製造に当たって、化学物質の使用が適正に管理されていること。具体的には、製品の製造に伴って使用・排出される化学物質のうち、化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）における第 1 種指定化学物質については、排出・移動先及びその量を報告すること。

### ■ その他

#### 【要求事項】

- 製品の包装は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の要求事項を満たすこと。
- 最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規及び公害防止協定などを遵守していること。

#### 【推奨事項】

- 製品の包装は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の推奨事項を満たすこと。
- 製品を製造する工場が使用原料の最小化、消費エネルギー量、地球温暖化ガス排出量、廃棄物量などの低減に配慮していること。

## 4 定義

- 単一素材分解可能率  
「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。  
単一素材分解可能率 (%) = 単一素材まで分解可能な部品数 / 製品部品数 × 100  
盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品、部品落下防止のための部品、部品の固定又は連結等に使用する付属のネジは、算定対象となる部品から除外する。
- 再生プラスチック評価値  
再生プラスチック評価値の計算式  
要求事項：  $(W_{pre} + 2 \times W_{post}) / W \times 100 \geq 40$   
推奨事項：  $(W_{pre} + 2 \times W_{post}) / W \times 100 \geq 70$   
W<sub>pre</sub>：プレコンシューマ材料の重量  
W<sub>post</sub>：ポストコンシューマ材料の重量  
W：プラスチック重量

(例) 基準を満たす材料の割合

- プレコンシューマ材料 30%+ポストコンシューマ材料 5%
- プレコンシューマ材料 20%+ポストコンシューマ材料 10%
- プレコンシューマ材料 10%+ポストコンシューマ材料 15%

- 再生プラスチック  
高分子物質を主成分とする再生材料。マテリアルリサイクルの過程で、ポリマーと分別することのできない可塑剤などの添加材が混合している再生材料も再生プラスチック材料とする。
- プレコンシューマ  
製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する端材などの材料又は不良品であり、収集及び分別などの再生工程を経た材料。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
- ポストコンシューマ  
製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品。
- 再・未利用木材  
間伐材、廃木材、建設発生木材及び低位利用木材。
- 廃植物繊維  
使用済の木材（使用済梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど）、剪定した枝、樹皮などの木材及び木質材料。
- 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの  
製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

## 5 参考となる環境ラベル等

- エコマーク
  - ・ 認定基準：プラスチック製品（No.118）
  - ・ 認定基準：建築製品（外装・外構工事関係用資材分類 D-2 木材・プラスチック再生複合材（No.137））

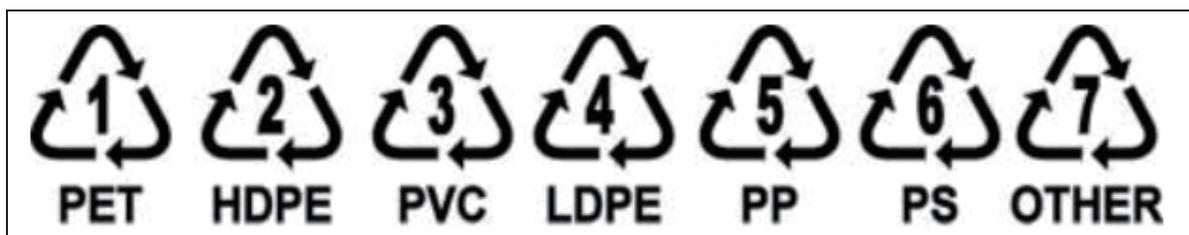
環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISO の規格（ISO14024）にのっとった我が国唯一のタイプI環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。商品類型数は63、認定商品数は5,688（2016年12月現在）。	公益財団法人日本環境協会

### ■ プラスチックの識別表示

- プラスチックの材質表示（JIS K 6899-1 及び ISO 1043-1 に基づく表示）

NO.	1	2	3	4	5	6	7
表示	<b>PET</b>	<b>HDPE</b>	<b>PVC</b>	<b>LDPE</b>	<b>PP</b>	<b>PS</b>	<b>OTHER</b>
材質	ポリエチレンテレフタレート	高密度ポリエチレン	ポリ塩化ビニル	低密度ポリエチレン	ポリプロピレン	ポリスチレン	その他）アクリル樹脂、フッ素樹脂ほか）

- プラスチックのリサイクル 識別マーク



● 米国 SPI(the Society of the Plastics Industry)コード<sup>1</sup>による識別マーク



● プラスチック製容器包装識別マーク

例	表示	表示の意味	備考
A		清涼飲料・しょうゆ・酒類の PET 材質のボトルである旨の表示	資源有効利用促進法及び容器包装リサイクル法に基づく表示。清涼飲料・しょうゆ・酒類の PET 材質のボトルに表示を義務付け。
B		このプラスチック製容器包装の材質はプラスチックである旨の表示	資源有効利用促進法及び容器包装リサイクル法に基づく表示。PET を除くプラスチック容器包装は、このマークを表示。
C		【単一材料の表示例】 このプラスチック製容器包装の材質は PE (ポリエチレン) である旨の表示	C~E は、法的な材質表示の義務はない。
D		【複合材質の表示例】 このプラスチック製容器包装は、主たる材質が PP (ポリプロピレン) で PET (ポリエチレンテレフタレート) との複合材質である旨の表示。主たる材質に下線を付する	複合材質の容器包装とは、複数の材質のプラスチックを積層させた複合材質で、かつ、分離不可能な容器包装を指す
E		【複合材質の表示例 2】 このプラスチック製容器包装は、主たる材質が PP (ポリプロピレン) で M (アルミ箔) と PET (ポリエチレンテレフタレート) との複合素材である旨の表示。主たる材質に下線を付する	複合素材の容器包装の定義は上記を参照。複合素材の容器包装では、金属を (M) 紙を (P) で表示する。

<sup>1</sup> 米国プラスチック産業協会が 1989 年に制定した原料樹脂の材質を区分するためのコード

例	表示	表示の意味	備考
F	 <p>キャップ: PE ボトル: PET</p>	<p>【一括表示の例】 このプラスチック製容器包装の材質は、キャップが PE(ポリエチレン)でボトルが PET(ポリエチレンテレフタレート)である旨の表示</p>	<p>原則として個々の容器包装ごとに表示するが、中身を取り出した多重の容器包装を同時に破棄する場合には、一カ所にまとめて一括表示する。</p>

## 繊維・繊維製品

### 1 対象範囲

- 繊維を主たる原料とする製品（衣服、カーペット、カーテン、布製ブラインド、クロス、テント、布製シート、ネット、旗、のぼり、幕、寝具、マット、帽子、靴、手袋等）

### 2 基本原則

- リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を基本とし、可能な限り廃棄物の削減に資するものであること。

### 3 要求事項及び推奨事項

#### ■ 設計

##### 【要求事項】

- 付属品の取り外しが容易であるなど、使用後のリサイクルに配慮されたデザインであること。

##### 【推奨事項】

- 縫製時の素材のリデュースに配慮されたデザインであること。
- ロゴの取外しができる等、リユース可能なデザインであること。
- 着用時、洗濯時の省エネルギーにつながる素材・デザインであること。

#### ■ 原料・材料

##### 【要求事項】

次のいずれかを満たすこと。

- ポリエステル繊維は、ポリマーリサイクル繊維又はケミカルリサイクル繊維が25%以上使用されていること。
- 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されていること。
- 故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上使用されていること。
- 天然繊維は、無漂白（酸素系漂白を含む。）であること。

##### 【推奨事項】

- ポリエステル繊維は、ポリマーリサイクル繊維又はケミカルリサイクル繊維が50%以上であること。
- 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上であること。
- フェルトは未利用繊維又は反毛繊維100%であること。

#### ■ 情報開示

##### 【要求事項】

- 植物を原料とする合成繊維は、環境負荷低減に関する情報を開示していること。

##### 【推奨事項】

- 植物を原料とするプラスチックについては、環境負荷低減効果及び農地、原料樹脂、原料製造工場に係るトレーサビリティについて公表されていること。

■ 有害物質

【要求事項】

- エコテックス（OEKO-TEX）の該当するクラスの基準を満たしていること。

【推奨事項】

- エコテックス（OEKO-TEX）のクラス1の基準を満たしていること。

■ その他

【要求事項】

- 製品の包装は、共通ガイドライン「包装材」の要求事項を満たすこと。

【推奨事項】

- 製品の包装は、共通ガイドライン「包装材」の推奨事項を満たすこと。
- 製品は使用後に引き取り、リサイクルされること。製品のうち、リサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。引き取りを要請する際の連絡先を製品本体に表示すること。

4 定義

- 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの  
製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 参考となる環境ラベル等

- エコマーク
  - ・ 認定基準：衣服（No.103）、家庭用繊維製品（No.104）、工業用繊維製品（No.105）、靴、履物（No.143）
  - ・ 認定基準：布製かばん（No.101）

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISOの規格（ISO14024）にのっとった我が国唯一のタイプI環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。商品類型数は63、認定商品数は5,688（2016年12月現在）。	公益財団法人日本環境協会
エコ・ユニフォームマーク		再生ポリエステル繊維素材使用の「制服・作業服」につけられるマーク。エコ・ユニフォームマーク貼付品は再生PET樹脂グリーン購入法に適合している。	日本被服工業組合連合会
エコテックス		繊維製品及びその関連製品に身体に有害な物質が含まれていないことを証明する国際安全規格。クラス1から4に分類されている。クラス1:生後36か月までの乳幼児用、クラス2:肌に直接触れるもの、クラス3:肌に直接触れないもの、クラス4:装飾用の目的で使用されるもの。	エコテックス国際共同体

# 包装材

## 1 対象範囲

- 製品等の保護、輸送、販売時等すべての段階において使用される包装材、梱包材。容器包装リサイクル法の対象及びその他の包装、梱包に使用するもの。

## 2 基本原則

- 設計段階から不使用、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を考慮し、廃棄時の環境負荷を可能な限り削減すること。

## 3 要求事項及び推奨事項

### ■ 設計

#### 【要求事項】

- 薄肉化、軽量化等によるリデュースに配慮されていること。
- 使用後のリユース、リサイクルに配慮されていること。
- 廃棄時の環境負荷低減に配慮されていること。

#### 【推奨事項】

- 単一素材であること。
- ラミネート、ワックスを使用していないこと。
- 塗工されていないこと。
- ISO14062 によるエコデザイン原則に準拠した設計であること。

### ■ 原料・材料

#### 【要求事項】

次のいずれかを満たすこと。

- 古紙パルプ配合率 100%又は市中回収古紙の配合率が 80%以上であること。バージンパルプが使用される場合は、間伐材又は森林認証材であること。
- 植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が 25%以上であること、かつバイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。

#### 【推奨事項】

- 再生プラスチックが使用されていること。
- コンポスト可能であること。
- 植物を原料とするプラスチックが使用されていること。

### ■ 情報開示

#### 【要求事項】

- 使用後のリサイクルに関する識別表示がなされていること。プラスチックの識別表示方法については、共通ガイドライン「プラスチック・プラスチック製品」を参照。

#### 【推奨事項】

- 再生材含有率が表示されていること、又は含有情報が開示されていること。
- 植物を原料とするプラスチックについては、環境負荷低減効果及び農地、原料樹脂、原料製造工場に係るトレーサビリティについて公表されていること。

- プラスチック原料は、ISO11469 (JIS K 6999) に基づく表示がなされていること。

### ■ 販売時

#### 【要求事項】

- 商品の販売に当たって、使い捨ての紙袋、プラスチック製袋の提供等は必要最低限であること。

#### 【推奨事項】

- 商品の販売に当たって、使い捨ての紙袋、プラスチック製袋は提供しないこと。
- 商品の販売に当たって、包装材の余剰、不適合品の引き取りが行われること。

## 4 定義

- ISO14062  
環境側面を製品開発に組み込むための指針。全体を通してLCAの配慮、サプライチェーンでの環境負荷低減、環境適合製品はラベルを使用して認識するという考え方を示している。
- ISO11469  
ISO 1043 シリーズで規定された記号及び略語を用いて、プラスチック製品の識別及びその統一的表示方式を規定するもの。プラスチック製品へ表示の基本は、ISO 1043 で規定された記号及び略語を、区切りマーク「>」と「<」とではさむことにある。「単一構成素材からなる製品」、「ポリマーブレンド又はアロイ及び特殊な添加物を含む組成物」について表示例を示して規定している。

## 5 参考となる環境ラベル等

- 共通ガイドライン「紙・紙製品」、共通ガイドライン「木材・木材製品」、共通ガイドライン「プラスチック・プラスチック製品」を参照。

## 輸送・配送

### 1 対象範囲

- 物品、資材の輸送。運営者自らが行う場合、委託先、再委託先事業者等が行う場合の全てを対象とする。

### 2 基本原則

- 環境負荷の低減を考慮した輸送計画に基づき、輸送手段、車両の変更、燃料の代替等により輸送における省エネルギー、低炭素化が図られること。

### 3 要求事項及び推奨事項

#### ■ 輸送計画

##### 【要求事項】

- 輸送ルートや輸送手段の適正化により、全体の輸送距離を短縮すること。
- 車両台数を削減するため、積載率の向上を図ること。
- 効率的な輸配送経路を事前に選択すること。また、運転者に周知すること。
- 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択すること。
- 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択を行うこと。
- 輸送先、輸送量に応じた拠点経由配送、直送の選択が行われること。

##### 【推奨事項】

- 計画的な発注を行い、取引単位（ロット）の大規模化、配送頻度や納品回数の削減を行うこと。
- 主業務に幹線輸送を伴う場合は、輸送機関の転換（モーダルシフト）が講じられること。
- 近距離の資材運搬の場合は、台車等を利用すること。

#### ■ 車両

##### 【要求事項】

- 乗用車（ガソリン及びディーゼル）を使用する場合は、平成 32（2020）年度燃費基準達成、平成 30 年排出ガス 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減自動車による輸送・配送を行うこと。
- ガソリン小型バスを使用する場合は、平成 27 年度燃費基準達成、平成 30 年排出ガス 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減自動車による輸送・配送を行うこと。
- ディーゼル小型バスを使用する場合は、平成 27 年度燃費基準達成自動車による輸送・配送を行うこと。
- ガソリン小型貨物自動車を使用する場合は、平成 27 年度燃費基準達成、平成 30 年排出ガス 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 50%低減自動車による輸送・配送を行うこと。
- ディーゼル小型貨物自動車を使用する場合は、平成 27 年度燃費基準達成自動車による輸送・配送を行うこと。
- 重量車を使用する場合は、平成 27 年度燃費基準達成自動車による輸送・配送を行うこと。

##### 【推奨事項】

- 次世代自動車（電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車）による輸送・配送を行うこと。
- 用途や供給等の制約から、次世代自動車が使用できない場合は、平成 32（2020）年度の燃費基準を超過達成した自動車による輸送・配送を行うこと。

- 重量車を除く貨物自動車を使用する場合は、平成 34（2022）年度の燃費基準達成自動車による輸送・配送を行うこと。
- カーエアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は、150 以下であること。
- エコドライブ支援機能を搭載していること。
- 内装材には植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であって、環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
- 冷蔵冷凍食品等を運搬する貨物自動車は、断熱性能の高い車両であること。
- 低燃費タイヤを装着している車両であること。

### ■ 燃料

#### 【要求事項】

- 事前に、ガソリン・軽油等の燃料使用量の推計を行うこと。
- 使用量削減目標値を設定し、イベント終了後に実績値を元に温室効果ガス排出量を算定すること。

#### 【推奨事項】

- バイオ燃料が使用可能な車種及び地域においては、ライフサイクルにおける環境負荷低減効果を試算し、削減効果が認められる場合には、積極的にバイオ燃料を使用すること。

### ■ 運行

#### 【要求事項】

- エコドライブを実施すること。
- カーナビゲーションシステム、ETC 等の高度道路交通システム（ITS）を導入すること。

#### 【推奨事項】

- エコドライブ支援機能を活用すること。

### ■ その他

#### 【要求事項】

- 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。
- 燃費効率の維持・向上のため、車両の点検・整備を実施すること。
- 輸配送事業者の事業所におけるエネルギーの使用に係る実態・取組効果が把握されていること。
- 包装材は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の要求事項を満たすこと。

#### 【推奨事項】

- 輸配送事業者の運行業務効率の改善のためのシステムがあること。
- 輸配送事業者の事業所におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置が行われること。
- 包装材は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の推奨事項を満たすこと。

## 4 定義

- エコドライブ  
エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 24 年 10 月）に基づく運転をいう。  
（参考）①ふんわりアクセル『e スタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう
- エコドライブ支援機能

最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

## 5 参考となる環境ラベル等

- グリーン経営認証
- 燃費基準達成車ステッカー
- 低排出ガス車認定
- 低燃費タイヤ

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
グリーン経営認証		公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（通称：エコモ財団）が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づき一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うもの。対象はトラック、バス、タクシー事業者。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
燃費基準達成車ステッカー		自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車については、以下のステッカーを自動車の見やすい位置に貼付。	国土交通省
低排出ガス車認定		自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車メーカーの申請に基づき国土交通省が認定している制度。	国土交通省
低燃費タイヤ		消費者が交換用としてタイヤ販売店等で購入する乗用車用夏用タイヤを対象としたラベリング制度。転がり抵抗係数のグレーディングシステム及びウェットグリップ性能により評価するもの。低燃費タイヤの性能要件は、転がり抵抗係数 9.0 以下（グレード AAA から A）、ウェットグリップ性能 110 以上（グレード a から d）。	一般社団法人日本自動車タイヤ協会

## 冷媒・断熱材

### 1 対象範囲

- 製品に使用する冷媒、断熱材

### 2 基本原則

- フロン排出抑制法の対象製品は、地球温暖化係数の目標値を達成すること。それ以外の製品についても、ノンフロン又は低 GWP の冷媒・断熱材を使用すること。
- フロン排出抑制法に定める第一種特定製品については、機器の取扱いに当たって破損、フロン類の漏えいのないこと。

### 3 要求事項及び推奨事項

#### 【要求事項】

- 表1の区分Aの製品については、冷媒、断熱材の地球温暖化係数（GWP）が基準値以下であること。
- 家庭用の電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫、電気冷凍庫及び家庭用ヒートポンプ式電気給湯機については、冷媒、断熱材がノンフロンであること。

#### 【推奨事項】

- 表1の区分Bの製品については、冷媒、断熱材の地球温暖化係数（GWP）が基準値以下であること。
- 表1に示される製品以外については、冷媒、断熱材の地球温暖化係数（GWP）が可能な限り低いこと。
- フロンラベルが表示されていること。
- フロンの見える化ステッカーが貼付されていること。

表1 製品区分及び GWP の基準値

区分	製品の種類	従来の冷媒及び GWP	代替物質例	GWP の基準
A	家庭用エアコンディショナー（壁貫通等を除く）	HFC(R410A)(GWP=2090)	R32(GWP=675)	750
A	店舗・オフィス用エアコンディショナー（床置型等を除く）	HFC(R410A)(GWP=2090)	R32(GWP=675)	750
B	自動車用エアコンディショナー（乗用自動車に搭載されるものに限る）	HFC(R134a)(GWP=1430)	HFO-1234yf (GWP<1)	150
B	コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット（圧縮機の定格出力が 1.5kW 以下のもの等を除く）	HFC(R404A)(GWP=3920) HFC(R410A)(GWP=2090) HFC(R407C)(GWP=1774)	CO <sub>2</sub> (GWP=1)	1500
B	中央方式冷凍冷蔵機器（5 万 m <sup>3</sup> 以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る）	HFC(R404A)(GWP=3920)	アンモニア (GWP < 10)	100
A	硬質ウレタンフォームを用いた断熱材（現場発泡用のうち住宅建材用に限る）	HFC-245fa(GWP=1030) HFC-365mfc(GWP=795)	CO <sub>2</sub> (GWP=1) HC(GWP=3~4) HFO-1233zd(GWP<1)	100

## 共通ガイドライン

区分	製品の種類	従来の冷媒及び GWP	代替物質例	GWP の基準
A	専ら噴射剤のみを充填した噴霧器（不燃性を要する用途のものを除く）	HFC-134a(GWP=1430) HFC-152a(GWP=124)	CO <sub>2</sub> (GWP=1) DME(GWP=1)	10
A	飲料自動販売機	HFC(R134a)(GWP=1430)	HFO-1234yf(GWP<1)	10

参考表 第一種特定製品の主な例（日本標準商品分類）

分類番号	商品名
(1) エアコンディショナー	
562119	自動車用エアコンディショナー（自動車リサイクル法の対象の製品を除く） ・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であって、二輪車のもの（側車付きのものを含む） ・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
56212	鉄道車両用エアコンディショナー
56213	航空機用エアコンディショナー
56219	その他輸送機械用エアコンディショナー
5622	ユニット形エアコンディショナー
5623	除湿機
562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット（遠心式、容積圧縮式）
5629	その他の空気調和機
5651	空気調和装置（クリーンルーム等）
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	
5612	コンデンシングユニット
5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
5632	ショーケース（内蔵型ショーケース、別置型ショーケース）
5633	飲料用冷水器及び氷菓子装置（冷水機、ビール・ソーダディスプレイ、ソフトアイスクリームフリーザ等）
5634	製氷機
5635	輸送用冷凍・冷蔵ユニット
5636	定置式冷凍・冷蔵ユニット
56371	冷凍冷蔵リキッドチリングユニット（遠心式冷凍機・スクリュウ冷凍機等）
56372	ユニットクーラー（ブライン、直膨）
5639	その他冷凍冷蔵機器
5641	ヒートポンプ式給湯器
5652	冷凍冷蔵装置（倉庫用・凍結用・原乳用等）
5659	その他冷凍機応用装置
58111	飲料自動販売機
58112	食品自動販売機
84481	ワゴン（搬送車）

## 4 定義

- 地球温暖化係数  
地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値。
- フロン排出抑制法  
正式名称は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。ノンフロン・低GWP製品の技術開発・商業化の進展、HFCの世界的な規制への動きといったフロン類をとりまく状況の変化を踏まえ、これまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう、平成25年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」を改正し、平成27年4月1日に施行された法律。

## 5 参考となる環境ラベル等・

- フロンラベル
- フロンの見える化

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
フロンラベル		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の指定製品の判断基準に基づく法定表示を補完し、指定製品等の購入者が直感的に低GWP・ノンフロン製品を選択できるような分かりやすい表示として、多段階表示を利用したJISによるラベリング制度。	経済産業省
フロンの見える化		冷凍冷蔵機器・空調機器等フロン類を使用する機器に、温室効果ガスとしてのフロン類の二酸化炭素換算量を表示するもの。	経済産業省

# エネルギー

## 1 対象範囲

- イベントの準備、開催、撤収期間に使う電気、ガス、灯油・ガソリン・軽油等のエネルギー

## 2 基本原則

- 事前にイベントで使用するエネルギーの種類について把握し、可能な限り温室効果ガス排出量が少ないものを選択する。併せて、エネルギー使用量削減に向けた取組を行う。

## 3 要求事項及び推奨事項

### ■ 電気

#### 【要求事項】

- 事前に、実施予定場所において使用する電力量の推計を行い、電気を供給している電力会社の二酸化炭素排出係数、再生可能エネルギーの活用状況、電源構成等について確認すること。
- 使用する電力が選択可能な場合は、電源構成の開示を行っている電力会社から供給される電力を使用すること。
- 使用量削減目標値を設定し、削減に向けた取組を行うこと。
- イベント終了後に電力使用量を算定し、実績値を元に温室効果ガス排出量を算定すること。

#### 【推奨事項】

- 使用する電力が選択可能な場合は、二酸化炭素排出係数のより低い電力<sup>2</sup>を使用すること。
- 使用する電力が選択可能な場合は、再生可能エネルギーを多く活用している電力を使用すること。
- グリーンエネルギー証書（電力・熱証書）を活用するなど、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行うこと。

### ■ ガス

#### 【要求事項】

- 事前に、実施予定場所において使用するガスの量の推計を行い、ガスの種類（都市ガス、プロパンガス等）を確認すること。
- 使用量削減目標値を設定し、削減に向けた取組を行うこと。
- イベント終了後にガスの使用量を算定し、実績値を元に温室効果ガス排出量を算定すること。

#### 【推奨事項】

- 使用するガスが選択可能な場合は、二酸化炭素排出係数の低いガスを選択すること。

### ■ 燃料（灯油・ガソリン・軽油等）

#### 【要求事項】

- 事前に、イベントにおいて使用する灯油・ガソリン・軽油等の燃料の量の推計を行うこと。
- 使用量削減目標値を設定し、削減に向けた取組を行うこと。

<sup>2</sup> 平成 27 年 7 月に主要な電気事業者が参加する自主的枠組の「電気事業における低炭素社会実行計画」が策定され、2030 年度に使用端の排出係数の目標として 0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh 程度を目指すことが掲げられている。当該目標は、国のエネルギーミックス及び温室効果ガス削減目標と整合するものである。

- イベント終了後に灯油・ガソリン・軽油等の燃料の使用量を算定し、実績値を元に温室効果ガス排出量を算定すること。

【推奨事項】

- 使用する燃料が選択可能な場合は（バイオ燃料が使用可能な車種及び地域においては）、ライフサイクルにおける環境負荷低減効果を試算し、削減効果が認められる場合に、バイオ燃料を使用すること。

■ 水

【要求事項】

- 事前に、実施予定場所において使用する水の量の推計を行うこと。
- 削減目標値を設定し、削減に向けた取り組みを行うこと。
- イベント終了後に水使用量を算定し、目標値との乖離とその原因を確認すること。

【推奨事項】

- 雨水の活用、排水の再利用を検討すること。

4 定義

- 二酸化炭素排出係数  
単位量当たりの二酸化炭素の排出量を表す数値。電力の場合は 1kWh 当たりの二酸化炭素排出量を用いる。
- グリーンエネルギー証書  
グリーンエネルギー証書（グリーン電力証書・グリーン熱証書）とは、グリーンエネルギーから得られた電気・熱を、電気・熱そのものと環境付加価値とに切り離し、環境付加価値を証書（グリーン電力証書・グリーン熱証書）の形で電力需要家が保有することで、グリーンエネルギーによる電気・熱（グリーン電力・グリーン熱）とみなすもの。電力・熱需要家が使用電力量・熱量に応じてグリーンエネルギー証書を購入し、その資金がグリーンエネルギー事業者に提供されることにより、再生可能エネルギーの普及拡大を支援する仕組み。

5 参考となる環境ラベル等

- カーボン・オフセット認証ラベル
- カーボン・ニュートラルラベル
- 「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」についての認証マーク
- グリーン・エネルギー・マーク（GE マーク）

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
カーボン・オフセット認証ラベル		民間団体等によるカーボン・オフセット（審査機関による検証を含む）に基づいて認証された案件に付与される。認証機関に申請書を提出し、認証されると、認証番号、認証ラベルが付与される。	民間団体等
カーボン・ニュートラルラベル		個別のカーボン・ニュートラルの取組が、民間団体等により認証された案件に付与される。認証機関に申請書を提出し、認証されると、認証番号、認証ラベルが付与される。	民間団体等

環境ラベル 名称	マーク	概要	認定機関等
「カーボン フットプリン トを活用 したカーボ ン・オフセ ット」につ いての認証 マーク		<p>カーボン・オフセットの取組のうち、企業等がCFPコミュニケーションプログラム等を用いて、自らの製品等のライフサイクルでの温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又はほかの場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせたことを、国が認証する制度。認証を受けた製品等にマークを付与することができる。</p>	<p>経済産業省</p>
グリーン・ エネルギー・ マーク (GE マー ク)		<p>一定割合以上のグリーン電力を使用していることを消費者等が容易に認識できるようにすることを目的としたマーク。表示には、使用電力の10%以上をグリーン電力でまかなう必要がある。このマークは、経済産業省の総合資源エネルギー調査会における議論を踏まえ、統一マークとして制定されたものであるが、各グリーン電力証明書発行会社が使用しているマークを表示するか、GEマークを表示するかは、グリーン電力を利用する事業者の任意となっている。</p>	<p>グリーンエ ネルギー認 証センター</p>

## 会場選定

### 1 対象範囲

- イベントで使用する会議室、ホール、展示場等の施設等

### 2 基本原則

- 会場の選定に当たっては、既存の施設の利用を優先すること。また、持続可能性に係る方針が策定されている会場を選定すること。
- 人の移動に伴う環境負荷を削減するため、開催地及び会場の選定に当たっては、公共交通機関の利便性及びエネルギー使用の削減への取組を考慮すること。
- 新設、仮設を行う場合には、自然環境や生物などへの影響、騒音、振動等を最小限にとどめ、資材等の再利用が図られるよう配慮すること。

### 3 要求事項及び推奨事項

#### ■ アクセス

##### 【要求事項】

- 主要な公共交通機関の駅等から徒歩圏内にあること、又は会場までの送迎が行われること。

##### 【推奨事項】

- 宿泊施設が会場敷地内又は徒歩圏内にあること。
- 国際会議、国際イベントにおいては、航空機の直行便が使用できる開催地を選定すること
- 空港や交通ターミナルからの利便性が高く、移動距離が短い会場を選定すること。

#### ■ エネルギー

##### 【要求事項】

- 施設における照明が利用者側で調整できること。
- 施設における照明、空調の使用において、省エネルギーの取組が図られていること。
- 施設利用者への省エネルギー、節水の啓発が行われていること。
- エネルギーの使用量を把握し、具体的な目標や計画に基づき使用量削減に取り組んでいる施設であること。

##### 【推奨事項】

- 施設における空調の温度が利用者側で調整できること。
- 施設における照明、空調機器、給湯等の設備は、高効率であること。
- 節水型トイレを設置するなど、水の使用量の削減が図られている施設であること。
- 再生可能エネルギーを活用している施設等であること。
- エネルギー管理システムを導入している施設であること。

#### ■ 管理等

##### 【要求事項】

- 従業員に対し、定期的に省エネルギーの取組に関する指導が行われている施設であること。
- 廃棄物の分別を徹底し、発生抑制、減量化、再生利用に資する取組が行われている施設であること。

##### 【推奨事項】

- ISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムを取得している施設であること。
- CASBEE、建築物省エネ法に基づく表示制度等、建築物の省エネルギー性能に係る認証等を取得している施設であること。

#### 4 定義

○ ISO14001

サステナビリティ（持続可能性）の考えのもと、環境リスクの低減及び環境への貢献と経営の両立を目指す環境マネジメントシステムの国際規格。

○ 建築物の省エネルギー性能に係る認証等

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく平成28年国交省告示第489号「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に定められた第三者認証制度の1つ。略称は、BELS（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）。

URL： [http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

#### 5 参考となる環境ラベル等

- グリーン・エネルギー・マーク
- CASBEE 建築評価認証
- 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）
- エコマーク認定基準：ホテル・旅館（No.503）

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
グリーン・エネルギー・マーク（GEマーク）		一定割合以上のグリーン電力を使用していることを消費者等が容易に認識できるようにすることを目的としたマーク。表示には、使用電力の10%以上をグリーン電力でまかなう必要がある。このマークは、経済産業省の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会グリーンエネルギー利用拡大小委員会における議論を踏まえ、統一マークとして制定されたものであるが、各グリーン電力証明書発行会社が使用しているマークを表示するか、GEマークを表示するかは、グリーン電力を利用する事業者の任意となっている。	グリーンエネルギー認証センター
CASBEE 建築評価認証		CASBEE 建築評価認証は、CASBEE-建築（既存）などで評価された建築物について、その評価内容を審査し的確であることを第三者機関が認証する制度。	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構
建築物省エネ法に基づく表示制度（BELS）		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく第三者認証制度。略称は、BELS（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）。新築と既存建物の双方を対象に、一次エネルギー消費量をもとにBELS実施機関が省エネルギー性能を客観的に評価し、5段階の星マークで表示する。	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構
エコマーク		ISOの規格（ISO14024）にのっとった我が国唯一のタイプI環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。商品類型数は63、認定商品数は5,688（2016年12月現在）。	公益財団法人日本環境協会

## 印刷物・印刷サービス

### 1 対象範囲

- 印刷物、印刷物の製作

### 2 基本原則

- 企画段階から、印刷物の削減等、環境負荷低減を考慮した上で、作成する印刷物については、再生材料又は合法的かつ持続可能な原料を使用したりサイクル対応型印刷物を製作する。

### 3 要求事項及び推奨事項

#### ■ 設計

##### 【要求事項】

- 印刷工程における損紙等の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。

##### 【推奨事項】

- 紙の印刷物を可能な限り削減し、電子化を行うこと。
- 刷版工程のデジタル化等により紙及び廃棄物の発生が抑制されていること。
- 印刷物の用途及び目的を踏まえ、必要最小部数の印刷及び印刷物の軽量化を図ること。
- 加工におけるリサイクル性を考慮すること（ラミネート、クロス貼り等の回避）。

#### ■ 原料・材料

##### 【要求事項】

- 紙の原料については、共通ガイドライン「紙・紙製品」の材料の要求事項を満たすこと。
- オフセット印刷にあつては、植物油インキが使用されていること。
- リサイクル適性 A ランクの紙、インキ、加工資材が使用されていること。

##### 【推奨事項】

- 紙の原料については、共通ガイドライン「紙・紙製品」の材料の推奨事項を満たすこと。
- オフセット印刷にあつては、ノン VOC インキが使用されていること。

#### ■ 情報開示

##### 【要求事項】

- 印刷物にリサイクル適性が表示されていること。

##### 【推奨事項】

- 印刷物がカーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにより検証されている、又は同等以上と認められるものであること。
- 民間団体等によるカーボン・オフセット（審査機関による検証を含む。）による認証を取得しているものであること
- 印刷を行う事業者の環境報告書が作成・公表されていること。

#### ■ 有害物質

##### 【要求事項】

- インキの化学安全性が確認されていること。

##### 【推奨事項】

- インキの化学安全性に係る SDS（安全データシート）が公開されていること。

■ その他

【要求事項】

- 包装、梱包材は**共通ガイドライン「包装材」**の要求事項を満たすこと。

【推奨事項】

- 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）取得事業者、グリーンプリンティング認証事業者により印刷されること。
- 包装、梱包材は**共通ガイドライン「包装材」**の推奨事項を満たすこと。
- 輸送・配送に当たっては、**共通ガイドライン「輸送・配送」**を参考とし、輸送負荷の低減に係る対応を求めること。

4 定義

○ 植物油インキ

植物由来の油含有量の比率がインキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすもの。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ (ただし、金、銀、パール、白インキ)	20%以上 (10%以上)
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種 UV インキ	7%以上

5 参考となる環境ラベル等

- グリーンプリンティング認定制度
- エコマーク 認定基準：紙製の印刷物 No.120
- バタフライロゴ
- 環境保護印刷マーク（クリオネマーク）
- 植物油インキマーク
- 森林認証制度（FSC、PEFC、SGEC）
- 間伐材マーク

◆印刷物、印刷工程に関するマーク

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
グリーンプリンティング認定制度		印刷業界の環境自主基準に基づき、事業者（工場等）の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定するという総合認定制度。印刷業界の環境負荷の低減及び市場へ提供する印刷製品の環境負荷低減を推進している。	一般社団法人 日本印刷産業 連合会
バタフライロゴ		印刷のプロセスの中で最も環境配慮がされたオフセット印刷方式（製版時の現像廃液がない、湿し水・IPA を使わない、VOC の放散量が少ない印刷方式）を使用していることを環境保護ロゴにて明示するもの。	一般社団法人 日本水なし印 刷協会（日本 WPA）

## 品目別ガイドライン

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
環境保護印刷マーク（クリオネマーク）		オフセット印刷の刷板～印刷工程から VOC や有害廃液を出さないことで「ゼロエミッション」を実現環境保護に貢献、配慮した印刷物の1点1点、1枚1枚に自己適合宣言した「環境保護印刷マーク（クリオネマーク）」を付与する認定制度。新認証制度として、デジタル印刷認証制度も制定されている。	環境保護印刷推進協議会
エコマーク		ISO の規格（ISO14024）にのっとり我が国唯一のタイプI環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。商品類型数は63、認定商品数は5,688（2016年12月現在）。	公益財団法人日本環境協会

### ◆原料、資材に関するマーク

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
植物油インキマーク		印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油などを含めた植物油全般を指す。	印刷インキ工業連合会
FSC 森林認証制度		1993年に設立された独立した非営利の世界的森林認証システム。環境保全及び社会的責任の観点から見て「適切に管理された森林」の普及を目的に、長期的な森林管理が実行されている森林の認証を推進。 持続可能な森林管理のために策定された国際基準にのっとり林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC 認証」がある。	森林管理協議会
PEFC 森林認証プログラム		1999年に創設された独立した NGO 組織(PEFC 評議会)が運営する世界的な森林認証プログラム。PEFC が承認するすべての森林認証制度が、共通して高レベルの規格を採用していることを保障し、森林経営・管理者、紙や木材などの林産品関連企業、外部認証機関などが PEFC の認証を受けたすべての企業に対して同様のことを保証するシステムを提供する。FSC と同様「森林管理認証」と「CoC 認証」がある。	PEFC 評議会
SGEC 認証制度		我国の林業団体、環境 NGO 等により 2003 年に発足した森林認証制度。人工林のウエイトが高いことや零細な森林所有者が多いこと等、我が国の実情に応じた制度を創設。2016年6月3日 PEFC との相互承認を成立。持続可能な森林経営を行っている森林を認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC 認証」の2つを定めている。	一般社団法人緑の循環認証会議

## 品目別ガイドライン

環境ラベル 名称	マーク	概要	認定機関等
間伐材マーク		<p>間伐材を用いた製品に表示することができるマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもので、マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類ある。</p>	<p>全国森林組合 連合会</p>

# エネルギー使用機器

## 1 対象範囲

- 稼働・作動するためにエネルギーを使用する製品（照明機器、映像・音響機器、電子機器、冷凍空調機器等）

## 2 基本原則

- 可能な限り既存のものを活用し、買取ではなくリース・レンタルを利用すること。買取の場合は、エネルギー消費効率の高い製品を選択し、必要以上の機能のものは避けること。
- 同等の機能を持つ製品は、消費電力の低い、エネルギー消費効率の高い機器を選択すること。

## 3 要求事項及び推奨事項

### ■ 設計

#### 【要求事項】

- リデュース、リユース、リサイクルのための環境配慮設計がなされていること。
- 過剰、不要な機能のないこと。

#### 【推奨事項】

- リース、レンタル品であること。
- 買取の場合は、使用後に他のイベント等において使用されるような契約を他者で行うこと。
- 希少金属（レアメタル）を含む部品の再使用のための工夫がなされていること。

### ■ エネルギー消費効率

#### 【要求事項】

- 別表に示す品目ごとのエネルギー消費効率又は消費電力の基準を満たすこと。
- 別表に定めのない品目については、可能な限りエネルギー消費効率の良い又は消費電力量が低いものであること。

#### 【推奨事項】

- 待機時消費電力が 0.5W 未満であること（待機モードがある製品）。

### ■ 化学物質

#### 【要求事項】

- J-MOSS の対象機器は、特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- J-MOSS の対象機器以外は、特定の化学物質に係る含有率基準値が確認されていること。

#### 【推奨事項】

- 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。

### ■ 原料・材料、その他

#### 【要求事項】

- 包装、梱包材は [共通ガイドライン「包装材」](#) の要求事項を満たすこと。
- 製品に冷媒、断熱材を使用する場合は、[共通ガイドライン「冷媒・断熱材」](#) を満たすこと。

#### 【推奨事項】

- 包装、梱包材は [共通ガイドライン「包装材」](#) の推奨事項を満たすこと。
- 製品に冷媒、断熱材を使用する場合は、[共通ガイドライン「冷媒・断熱材」](#) を満たすこと。

## 品目別ガイドライン

- 輸送・配送に当たっては、[共通ガイドライン「輸送・配送」](#)を参考とし、輸送負荷の低減に係る対応を求めること。

表 エネルギー使用機器対象品目

機器	タイプ	エネルギー消費効率等の基準値	参照規格
ディスプレイ	コンピュータモニタ、サインエージディスプレイ	ディスプレイ Ver.7.0	国際エネルギースタープログラム
プロジェクタ	プロジェクタ	0.077×lm+80 等	エコマーク
照明	LED 照明器具	120lm/W 以上等 ※電球色は 85 lm/W 以上等	グリーン購入法
	LED ランプ	A 形 (E26/17) 110Lm/W 以上 80lm/W 以上等 ※電球色は 70 lm/W 以上等	グリーン購入法
ネットワーク機器	ルーティング機器 スイッチング機器	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
電子計算機	サーバ	コンピュータサーバ Ver.2.0	国際エネルギースタープログラム
	サーバ	コンピュータ Ver.6.0 省エネ法トップランナー基準 の 180%	国際エネルギースタープログラム
	デスクトップ、一体型デスクトップ、ノートブック、ワークステーション、シンククライアント、タブレット	コンピュータ Ver.6.0 省エネ法トップランナー基準 の 200%	国際エネルギースタープログラム
画像機器	コピー機、複合機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ	エコマーク：複写機・プリンタなどの画像機器 (Version1.2) 画像機器 Ver.2.0 認定基準	エコマーク  国際エネルギースタープログラム
シュレッダー	シュレッダー	待機時消費電力 1.5W 以下	グリーン購入法
デジタル印刷機	孔版式デジタル印刷機	デジタル印刷機認定基準	エコマーク
冷蔵庫	電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫	省エネ法多段階評価 4 つ星、5 つ星	省エネ法
	電気冷凍庫	省エネ法多段階評価 4 つ星、5 つ星	省エネ法
	業務用	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
テレビ	液晶テレビ、プラズマテレビ	省エネ法多段階評価 4 つ星	省エネ法
電気便座	瞬間式、貯湯式	年間消費電力量	グリーン購入法
電子レンジ	電子レンジ、オープンレンジ	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯機 (家庭用)	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
	ヒートポンプ式電気給湯機 (業務用)	成績係数 3.5 以上	グリーン購入法
	ガス調理機器	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
ストーブ	ガスストーブ、石油ストーブ (密閉式、半密閉式)	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
エアコン	パッケージエアコン	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
	ルームエアコン	省エネ法多段階評価 4 つ星	省エネ法

## 4 定義

- 省エネ法トップランナー基準  
エネルギー多消費機器のうち、省エネ法で指定するもの（特定エネルギー消費機器という）の省エネルギー基準を、各々の機器において基準設定時に商品化されている製品のうち、最も省エネ性能が優れている機器の性能以上に設定するもの。2016年1月末現在、28機器が対象。
- 省エネルギーラベリング制度  
2000年8月に日本工業規格（JIS）によって導入された制度で、家庭で使用される製品を中心に、省エネ法で定めた省エネ性能の向上を促すための「目標基準＝トップランナー基準」を達成しているかどうかを、製造事業者等が「省エネルギーラベル」に表示するもの。
- 統一省エネルギーラベル  
小売事業者が製品の省エネ情報を表示するための制度で、製品個々の省エネ性能を表す省エネラベル、市販されている製品の中で相対的に位置づけた多段階評価（5つの☆マーク）、年間の目安電気料金（又は目安燃料消費量）等を製品本体又はその近傍に表示するもの。
- 多段階評価制度  
多段階評価制度は、機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品ごとの省エネ性能の差が大きい家電製品について、省エネ基準達成率の分布状況に応じ、省エネ性能を5段階の☆で表示する制度。☆の数が多いほどエネルギー基準達成率が高い。
- 特定の化学物質  
鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずる。

## 5 参考となる環境ラベル等

- 省エネラベリング制度
- 統一省エネラベル
- 国際エネルギースタープログラム
- J-MOSS グリーンマーク、オレンジマーク

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
省エネルギーラベル		省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示したラベル。ラベル左の「省エネ性マーク」は、省エネ基準を達成している製品には緑色、達成していない製品には橙色のマークを表示する。表示方法等についてJIS規格が制定されている。	経済産業省
統一省エネルギーラベル		機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品ごとの省エネ性能の差が大きい家電製品について「多段階評価制度」による5つの☆マークとエネルギー消費効率、年間の目安電気料金等を組み合わせて表示したラベル。家電製品の省エネ性能を目安の電気代とあわせて比較できる。	経済産業省

## 品目別ガイドライン

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
国際エネルギースター ロゴ		パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるロゴ。日本、米国のほか、EU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度。コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、複写機、スキャナ、複合機、デジタル複合機、コンピュータサーバの9品目が対象。	経済産業省
J-MOSS グリーンマーク		「電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法（JIS C 0950：2008、通称 J-Moss）」に基づくRoHS 指令規制物質の含有マークの表示とウェブサイトでの含有情報の表示するためのマーク。特定の化学物質が含有率基準値以下の場合、対象7品目に限り機器の本体、包装箱、カタログ類に任意で表示できる。	経済産業省
J-MOSS オレンジマーク		「電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法（JIS C 0950：2008、通称 J-Moss）」に基づくRoHS 指令規制物質の含有マークの表示とウェブサイトでの含有情報の表示するためのマーク。特定の化学物質が含有率基準値を超えて含有されている場合に、表示が義務付けられている。	経済産業省

## 備品・什器・機器類

### 1 対象範囲

- イベントで使用する屋内・屋外用備品・什器・機器類。いす、ベンチ、ソファ、机、テーブル、カウンター、演台、作業台、書架、物品棚、機器ラック、テレビ台、キャビネット、ロッカー、ディスプレイ棚、パーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、パネル、ホワイトボード、案内板、磁気筆記版、黒板、簡易ステージ、教壇、鏡等を対象とする。医療、介護用を除く。
- ※電気、燃料を使用する製品は、品目別ガイドライン「エネルギー使用機器」を参照。

### 2 基本原則

- 可能な限り既存のものを活用し、買取ではなくリース・レンタルを利用すること。買取の場合は、イベント終了後に別のイベント等で活用されるよう、事前に手続きすること。特に大型の製品は、輸送負荷を考慮し、可能な限り近距離の事業者等から調達すること。
- 新規に当該イベント向けに調達する場合は、汎用性の高いものを選択すること。

### 3 要求事項及び推奨事項

#### ■ 設計

##### 【要求事項】

次のいずれかを満たすこと。

- 原材料、部材、部品の軽量化・減量化が図られていること。
- 組立式、又はスタッキング可能であること。

##### 【推奨事項】

- リサイクル可能な材料を使用している部分は、部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
- 使用者によって修理が可能な構造であること。

#### ■ 原料・材料

##### 【要求事項】

- 木材を使用している製品は、[共通ガイドライン「木材・木材製品」](#)の原料・材料に係る要求事項を満たすこと。
- プラスチックを使用している製品は、[共通ガイドライン「プラスチック・プラスチック製品」](#)の原料・材料に係る要求事項を満たすこと。
- 繊維を使用している製品は、[共通ガイドライン「繊維・繊維製品」](#)の原料・材料に係る要求事項を満たすこと。
- 断熱材を使用している製品は、[共通ガイドライン「冷媒・断熱材」](#)の要求事項を満たすこと。

##### 【推奨事項】

- 木材を使用している製品は、[共通ガイドライン「木材・木材製品」](#)の原料・材料に係る推奨事項を満たすこと。
- プラスチックを使用している製品は、[共通ガイドライン「プラスチック・プラスチック製品」](#)の原料・材料に係る推奨事項を満たすこと。
- 繊維を使用している製品は、[共通ガイドライン「繊維・繊維製品」](#)の原料・材料に係る推奨事項を満たすこと。

## ■ その他

## 【要求事項】

- 包装、梱包材は共通ガイドライン「包装材」の要求事項を満たすこと。
- 製品に冷媒、断熱材を使用する場合は、共通ガイドライン「冷媒・断熱材」を満たすこと。

## 【推奨事項】

- 塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- 包装、梱包材は共通ガイドライン「包装材」の推奨事項を満たすこと。
- 輸送・配送に当たっては、共通ガイドライン「輸送・配送」を参考とし、輸送負荷の低減に係る対応を求めること。
- 製品に冷媒、断熱材を使用する場合は、共通ガイドライン「冷媒・断熱材」を満たすこと。

## 4 参考となる環境ラベル等

- エコマーク
  - ・ 認定基準：家具（No.130）、建築製品（内装工事関係用資材）（No.123）

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISOの規格（ISO14024）にのっとり我が国唯一のタイプI環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。商品類型数は63、認定商品数は5,688（2016年12月現在）。	公益財団法人日本環境協会

## ケータリング・レストラン

### 1 対象範囲

- ケータリングを行う事業者及びレストランの運営。店舗における飲食物の販売はこれに準ずる。

### 2 基本原則

- 食品廃棄物の削減、飲料・食事等の提供時における資源の削減、輸送負荷の低減を図り、利用者に対する環境配慮の普及・啓発に資する取組を行う。

### 3 要求事項及び推奨事項

#### ■ メニュー

##### 【要求事項】

- 食品の無駄を削減できるようなメニューを提供していること。
- 適正量の食事が提供されること。
- 旬の食材を使ったメニューを提供していること。

##### 【推奨事項】

- 効果的な食品の在庫管理プログラムを提示していること。
- 水又はお茶などの飲料は希望者のみに提供すること。
- 近隣の地域から産出された食材を提供していること。
- 氷の大量使用を避けること。
- 農産物は、その生産に当たり、周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動が行われているものであること。JGAP Advance 又は GLOBAL G.A.P.の認証を受けて生産された農産物は、これと同等のものであるとみなす。
- 天然水産物は、計画的な水産資源の管理及び生態系の保全に配慮された漁業によって漁獲されたものであること。養殖水産物については、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮された養殖業によって生産されたものであること。（MSC、ASC、AEL、MELにより認証を受けた水産物、FAO ガイドラインに準拠した水産物はこれと同等のものであるとみなす。また、加工食品については、主要な原材料である水産物についてこれに準ずる。
- 畜産物は、環境保全及びアニマルウェルフェアの考え方に配慮した畜産物生産者により生産されていること。JGAP 又は GLOBAL G.A.P.による認証を受けて生産された畜産物はこれと同等のものであるとみなす。
- メニュー提供時は紙の使用を避け、黒板やデジタルスクリーンを使用すること。

#### ■ 食器

##### 【要求事項】

- 可能な限りリユース可能な食器が使用されること。

##### 【推奨事項】

- 使い捨て食器を使用する場合は、再生材料が可能な限り多く使用されていること。また、廃棄時の負荷低減に配慮されたものであること。

#### ■ カトラリー、容器・包装等

##### 【要求事項】

- 容器、包装は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の要求事項を満たすこと。

- 適正な大きさ、適正量の容器包装を使用すること。
- 可能な限り使い捨てを避け、リユース可能なものを使用すること。

### 【推奨事項】

- 容器・包装は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の推奨事項を満たすこと。
- 使い捨てのカトラリー等を使用する場合は、再生材料が可能な限り多く使用されている、又は、廃棄時の負荷低減に配慮されたものであること。
- 砂糖、ミルク、クリーム、バター、ジャム等を提供する際は、個包装せずに提供していること。また、必要な人にだけ配布していること。

## ■ 廃棄物

---

### 【要求事項】

- 食材の在庫管理を行い、デッドストックの防止、来店客数に合わせた調理量の調整、調理時の残り物の有効活用などによる食品廃棄物の発生を抑制していること。
- 水の流出・無駄を最小限にしていること。
- 容器・包装を有償で提供すること、容器・包装の使用に関する意思を消費者に確認すること。
- ごみの分別のための分かりやすい表示を行うこと。

### 【推奨事項】

- 廃棄物の削減に資する処理計画の提案書を提示すること。
- 食品廃棄物の量を把握し、目標を立てて、食品廃棄物の再生利用（飼料・肥料・油脂製品・メタン・炭化製品・エタノール原料化等）又は熱回収（廃食用油の燃料利用等）を行っていること。
- 参加者等に対し、マイバッグ、マイボトル、マイ箸等の持参の呼び掛けを行うこと。
- 生ゴミ処理機等による処理が行われていること。また、処理後の生成物は、肥料化、堆肥化又はエネルギー化等により再生利用が行われていること。
- 使用済の食用油の有効利用が行われていること。
- 生分解性ごみは他のごみと別々に回収すること。
- 場所が広大な場合は、敷地内でのコンポストシステムを考慮すること。

## ■ マネジメント

---

### 【要求事項】

- 食品の期限や残り物の廃棄に関する情報提供をしていること。
- 環境方針や行動計画を立案していること。

### 【推奨事項】

- 準備や調理過程における最適な廃棄物管理について従業員に教育を行っていること。
- 水・エネルギー効率の良い機器を使用していること。[品目別ガイドライン「エネルギー使用機器」](#)に該当する機器については、当該ガイドラインの要求事項を満たすこと。
- 食材のトレーサビリティを確保し、安全性及び環境への影響に関する情報提供がなされていること。

## ■ 輸送

---

### 【推奨事項】

- 食材の運送、飲食物、使用機器等の輸送に当たっては、[共通ガイドライン「輸送・配送」](#)を参考とし、輸送負荷の低減に係る対応を求めること。

## 4 参考となる環境ラベル等

## ◆食材に関するマーク

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
JGAP (Japan Good Agricultural Practice)	 登録番号 123456789	JGAP は、食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証で、農場や JA 等の生産者団体が活用する農場・団体管理の基準が策定されている。農林水産省が導入を推奨する農業生産工程管理手法の1つ。第三者機関の審査により、JGAP が正しく導入されていることが確認された農場には、JGAP 認証が与えられる。	一般財団法人日本 GAP 協会
JGAP Advance	 Reg.123456789	世界で通用する日本発の認証制度の普及を進めるため農林水産省の支援を受けて作られたもので、2016年9月から運営開始。 GFSI 等の追加要求にも対応し、より詳細な食の安全に関するリスク管理等の追加要求にも対応するもの。	一般財団法人日本 GAP 協会
GLOBAL G.A.P. (Good Agricultural Practice)		欧州を中心に世界124か国で実践されている適正農業規範の世界標準。設立当初はユーレップ (EUREP)GAP と呼ばれていたが参加会員が世界に広がり、GLOBAL G.A.P.と改称した。農家と小売業者が安全な食糧を生産・販売し、持続可能な未来を築くことを可能にする主要なグローバル認証プログラムであり、GLOBAL G.A.P.認証機関の審査員が生産現場で審査を行う第三者認証。GAP には地域性を反映させる国別技術作業部会(NTWG)の仕組みがある。	GLOBAL G.A.P.協議会
ASC Aquaculture Stewardship Council (養殖版海のエコラベル)	 責任ある養殖により生産された水産物 ASC-AQUA.ORG	MSC 認証の「天然の水産物」に対し、ASC 認証は「養殖水産物」を対象とした認証制度で、養殖版海のエコラベル。 WWF (世界自然保護基金) と IDH (オランダの持続可能な貿易を推進する団体) の支援のもと、2010年に設立された、独立した国際的非営利団体。国際的な海洋保全活動の一環として、MSC と共に、ASC の普及を WWF がサポートしている。	水産養殖管理協議会
MSC Marin Stewardship Council 海のエコラベル	 海のエコラベル 持続可能な漁業で獲られた水産物 MSC認証 www.msc.org/jp	MSC 認証とは、世界の水産資源を枯渇させないために、持続可能な漁業を認証するシステムで、1997年に世界自然保護基金 (WWF) と、スケトウダラの加工食品を販売していたユニリーバが主体となって設立。1999年からは両組織から独立した非営利団体となり、イギリス・ロンドンに本部を置く MSC が管理している。 持続可能で適切な管理を認証する「漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物の混入を防ぐ CoC 認証の2種類の認証から成る。	海洋管理協議会

品目別ガイドライン

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
<p>MEL</p> <p>Marine Eco-Label Japan (マリン・エコラベル・ジャパン)</p>		<p>水産資源の持続的利用や生態系の保全を図るための資源管理活動を積極的に行っている漁業者を支援し、消費者等の水産資源の持続的利用や海洋生態系保全活動への積極的参加を促進することを目的として設けられたエコラベル制度。本制度はFAO（国連食糧農業機関）が定めたガイドラインの考え方にに基づき、漁業者及び関係事業者のラベル取得にかかる経済的負担をできる限り抑制しつつ、我が国の資源管理の特徴や優れた点を十分に反映した制度。認証は、生産段階認証と流通加工段階認証の二種類がある。</p>	<p>MEL ジャパン</p>
<p>AEL</p> <p>Aquaculture Eco-Label (養殖エコラベル)</p>		<p>平成26年2月に発足した養殖エコラベル制度。養殖業者がラベルを取得した商品が消費者の手に渡ることによる養殖水産物の安心・安全の確保と養殖水産物の発展を目的としている。</p> <p>【認証基準】</p> <p>① 生産段階認証基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確立された実効ある管理制度の下で、養殖業が行われていること。</li> <li>・ 環境、生態系の保全に適切な措置が取られていること</li> </ul> <p>② 流通加工段階認証基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象水産物以外の水産物の混入、混在が防止される管理体制があること</li> </ul>	<p>公益社団法人日本水産資源保護協会</p>
<p>RSPO</p> <p>Roundtable on Sustainable Palm Oil (持続可能なパーム油のための円卓会議)</p>		<p>環境への影響に配慮した持続可能なパーム油を求める世界的な声の高まりに応え、WWFを含む7つの関係団体が中心となり2004年に「持続可能なパーム油のための円卓会議」が設立された。農園開発・管理における持続的なパーム油生産に求められる法的、経済的、環境・社会的要件を「原則と基準」として定め、パーム油の生産段階だけでなく、その後の流通過程を含めた管理方式の違いにより3通りのラベル表示を定めている。</p> <p>1) アイデンティティプリザーブド/セグリゲーション： 生産農園から最終利用者に至るまでほかの非認証油と混合されることなく取引される。</p> <p>2) マスバランス： 途中でほかの非認証油と混合されてもその比率は最終利用段階まで厳密に記録され、利用者は当初の認証油相当量のみを認証油とみなす。</p> <p>3) ブックアンドクレーム： 生産された数量の認証油を証券化し、それを利用者は必要な数量分の証券を購入する。実際には現物の認証油ではない非認証油を購入することになるが、生産者には相当分の金銭的な還元がなされる。</p>	<p>持続可能なパーム油のための円卓会議</p>

【参考】海外の過去のイベント等における環境側面以外の持続可能性に係る基準の事例

食料全般

- 生産者は、製造品を化学的・生物学的汚染なく管理していること。
- 有機生産の飲食物を使用すること。製品は可能な限り、地域的・国際的オーガニック基準を満たす認証を受けているものを使用すること。一部地域において、統合生産システム下で生産されたものの方がオーガニック製品よりも手に入りやすい場合、代替品として提供すること。
- 民間ケータリング会社を利用する場合は、地元産・オーガニック・フェアトレード製品の割合を設定し、リストを作成すること。
- 可能な限り地元の生産者からの供給に努めていること。
- 畜産物が使用される場合は、高い福祉基準や認証に沿って生産されたもの（放し飼い、バイオ肉等）であること。
- 余剰食料品は、フードバンク等の非営利団体に寄付すること。

農作物(果物、野菜、サラダ、シリアルなど)

- トレーサビリティが完全に担保された製品を調達していること。
- バナナはフェアトレード商品を提供していること。
- 任意の非有機認証の場合には、農業生産工程管理認証を持つ製品の購入を優先すること。

牛乳、乳製品(牛乳、クリーム、バター、チーズなど)

- 酪農家が、レインフォレスト・アライアンス認証を取得していること。
- 生産者は、管理システムに社会・環境・動物福祉を組み込んでいること。
- 全ての牛乳と乳製品のトレーサビリティを証明する文書を提示していること。

卵、鶏肉

- 放し飼い鶏のものであること。
- 地鶏又はオーガニックに育てられた鶏のものであること。
- 生産者は、管理システムに社会・環境・動物福祉を組み込んでいること。

魚介類

- 伝統的な漁法を使用する小規模養殖場の魚介類を優先していること。
- 養殖魚は、動物愛護に配慮したもので、エサも持続可能なものが与えられていること。

その他の材料

- 蜂蜜は、国内で、持続可能な方法を用いる中小農場から原料を調達していること。
- 蜂蜜は、オーガニック製品又は農業生産工程管理(GAP)認証製品であること。
- 砂糖は、森林破壊ゼロに署名し、レインフォレスト・アライアンス認証やフェアトレード、オーガニック認定されている生産者から原料を購入していること。

メニュー

- 文化的・宗教的配慮がされたメニュー構成であること。ベジタリアン、宗教による食材の制限があるユーザー向けのメニュー、ほかのオプションと別にし、分かりやすく表示すること。

アクセシビリティ

- 食べ物のための長い行列を削減すること。
- 十分な腰掛椅子を用意すること。
- 障害者が必要とする設備があること。

労働環境

- SEDEX グローバルに登録し、必要に応じて SMETA の 4 領域の監査要綱を提出すること。
- 職場環境と従業員の労働条件が倫理的取引イニシアティブ (ETI) の基本規範で設定された最低要件を満たしていること。
- ケータリング事業者及び生産者は、イベントを開催する国の労働法及び国際労働機関の中核的労働基準を遵守していること。
- 零細企業や中小企業もサプライチェーンに加わり、参加が拡大するよう実践していること。
- 雇用機会や地元の労働力のための研修プログラムを実施していること。

# 廃棄物

## 1 対象範囲

- イベントにおける廃棄物の管理、処理

## 2 基本原則

- 主催者等は 3R の原則に基づき、廃棄物の減量化（リデュース）、リユース、リサイクルに取り組み、埋立を回避すること。リユースできない部分については、処理の方法に応じた適切な廃棄物の分別区分を設定し、可能な限りリサイクル、堆肥化、エネルギー回収が行われるよう管理すること。

## 3 要求事項及び推奨事項

### ■ 主催者の取組

#### 【要求事項】

- リース・レンタル品（仮設を含む。）の活用を検討し、可能な限り使用すること。
- 廃棄物の種類及び量を把握し、削減計画を検討すること。
- 最終埋立処理を最小化するとともに、排出された廃棄物の処理の状況を確認すること。
- 出展者等に廃棄物の削減のための取組を要請すること。
- 参加者がごみの 3R の必要性について理解するよう PR すること。
- 出展者、参加者等にごみの持ち帰りを要請すること。
- 参加者にマイバッグ、マイボトル、マイ箸の持参を呼びかけること。
- 分別の管理基準を設定し、出展者、参加者等に協力を要請すること。

#### 【推奨事項】

- リサイクル率、堆肥化率、エネルギー回収率の目標を設定すること。
- 使い捨ての製品でなく、長期使用可能なものやリユース可能なものを使用、提供すること。
- 3R の原則に基づき取組を行い、リサイクルできない部分は、廃棄物処理業者に対し、堆肥化、エネルギー回収するよう要請すること。

### ■ 委託先事業者の取組

#### 【要求事項】

- 廃棄物処理において可能な限り再使用又は再生利用が図られること。また、再使用又は再生利用ができない廃棄物は、可能な限りエネルギー回収等が行われること。
- 従業員に対する廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修や教育を実施していること。

#### 【推奨事項】

- 環境配慮への取組状況について、環境／CSR 報告書を作成・公表していること。
- 温室効果ガス等に関する排出削減計画の策定・目標の設定・公表していること。
- 契約業務の入札日からさかのぼって特定不利益処分を 5 年間受けていないこと。
- 事業者の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力等の情報を公表していること。
- ISO14001 又はエコアクション 21 等の認証を受けていること。
- 電子マニフェストシステムへ加入していること。

- 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であるなど、財務体質が健全であること。  
※上記推奨事項の下線5項目は、優良産業廃棄物処理業者認定を受けた事業者は満たしている。

#### 4 定義

- ISO14001  
サステナビリティ（持続可能性）の考えのもと、環境リスクの低減及び環境への貢献と経営の両立を目指す環境マネジメントシステムの国際規格。
- エコアクション21  
環境省が定めた環境経営システムや取組、報告に関するガイドラインに基づく制度で、中小事業者向けの環境マネジメントシステム。
- 優良産業廃棄物処理業者認定制度  
産業廃棄物処理業許可において、通常よりも厳しい基準に合格した事業者を、優良産業廃棄物処理業者として認定する制度。

#### 5 参考となる環境ラベル等

情報提供サイト、マーク等		概要	運用機関等
優良さんばいナビ		優良産業廃棄物処理業者が検索できるサイト。産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット「さんばいくん」において、自らが作成した情報を任意で公開しており、「優良さんばいナビ」ではその情報の一部を利用して他、産業廃棄物処理業者が任意で追加作成した情報を公開している。	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
さんばいくん		事業の透明性に係る基準を満たすために会社情報等を登録した産業廃棄物処理業者を検索することができる。現在の優良産業廃棄物処理業者の一覧も公開している。国が定める優良基準にのっとり処理業者が客観的なデータを公表できる。	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
エコアクション21		エコアクション21 認証・登録制度は、環境省が定めた環境経営システムや環境報告に関するガイドラインに基づく制度。取組状況についての審査を受け、ガイドラインに基づいた取組が行われていると認められた場合は、中央事務局に認証・登録され、ロゴマークが使えるようになる。	エコアクション21 中央事務局

## サプライチェーンマネジメント

### 1 考慮内容

- イベントの主催者及び運営者が、物品等の調達に当たって、サプライヤー及びサプライチェーンの各主体に求める環境配慮に係る考慮事項の担保方法について記載する。

### 2 各主体が取り組むべき考慮事項

#### 【主催者・運営者】

- 主催者又は運営者は、調達を行う全ての物品等に係る環境配慮について責任を負い、自らの運営においても環境負荷の低減が図られるよう配慮する。
- 主催者又は運営者は、物品等の提供者であるサプライヤーに対し、ガイドラインへの遵守を求め、その適合状況を、サプライヤーとの契約ごとに確認する。
- 主催者又は運営者がサプライヤーにおけるガイドラインの遵守状況の確認を行った結果、不十分と判断された場合には、サプライヤー及びサプライチェーンに対する改善要求を行う。

#### 【サプライヤー】

- サプライヤーは、ガイドラインへの適合状況についてサプライチェーンを含め確認を行い、主催者又は運営者に対し適合宣言を行うよう配慮する。また、主催者又は運営者の求めがあった際には、適合状況を示すための根拠資料を提出する。
- サプライヤーは、物品等の性能についてだけでなく、その製造・流通等においても環境負荷の低減が図られるよう配慮する。

#### 【サプライチェーンの各主体】

- サプライチェーンの各主体は、サプライヤーに対し、ガイドラインへの要求事項への適合状況を確認するために必要な情報を提供する。
- サプライチェーンの各主体は、自らが行う製造・流通等においても環境負荷の低減が図られるよう配慮する。

### 3 ガイドラインへの適合性確認の方法

主催者又は運営者は、ガイドラインへの適合状況について、図2を参照し、以下の手順により確認を行うことができる<sup>3</sup>。イベントにおいては、物品等の種類ごとではなく、サプライヤーが自ら供給する物品等について包括的な適合宣言を行うことをもって、個々の物品の適合証明の手続きを不要とするという方法を取ることができることとする。

- ① 主催者又は運営者は、当該イベントにおいてサプライヤーから納入される物品・サービスに関するガイドラインへの適合性を確認し、サプライヤーから包括的適合宣言を文書で受諾する。
- ② サプライヤーは、提供しようとする物品等がガイドラインを満たすことを、自ら検査、認証などの方法により検証し、主催者、運営者に対し宣言する。その際は、サプライチェーンの各主体より、適合証明書を受諾すること。なお、適合状況の確認方法について、別途ガイドラインが示されている場合（木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン等）は、当該ガイドラインに基づく確認も併せて必要となる。
- ③ サプライチェーンの各主体は、サプライヤーに供給している製品、部品、素材等についての適合性を試験、測定、監査、検査、調査などの方法により検証し、証明書を提出する。
- ④ 主催者又は運営者は、ガイドラインへの適合状況に疑義があった場合には、サプライヤーを通じて、サプライチェーンから提出された適合証明書の根拠となる資料の照会を行う。

<sup>3</sup> 国等の機関が行政事務において調達を行う環境物品等の判断の基準等への適合性の確認については、環境省の「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン(平成26年3月)」及び「環境表示ガイドライン(平成25年3月)」を参考として実施することとされている。

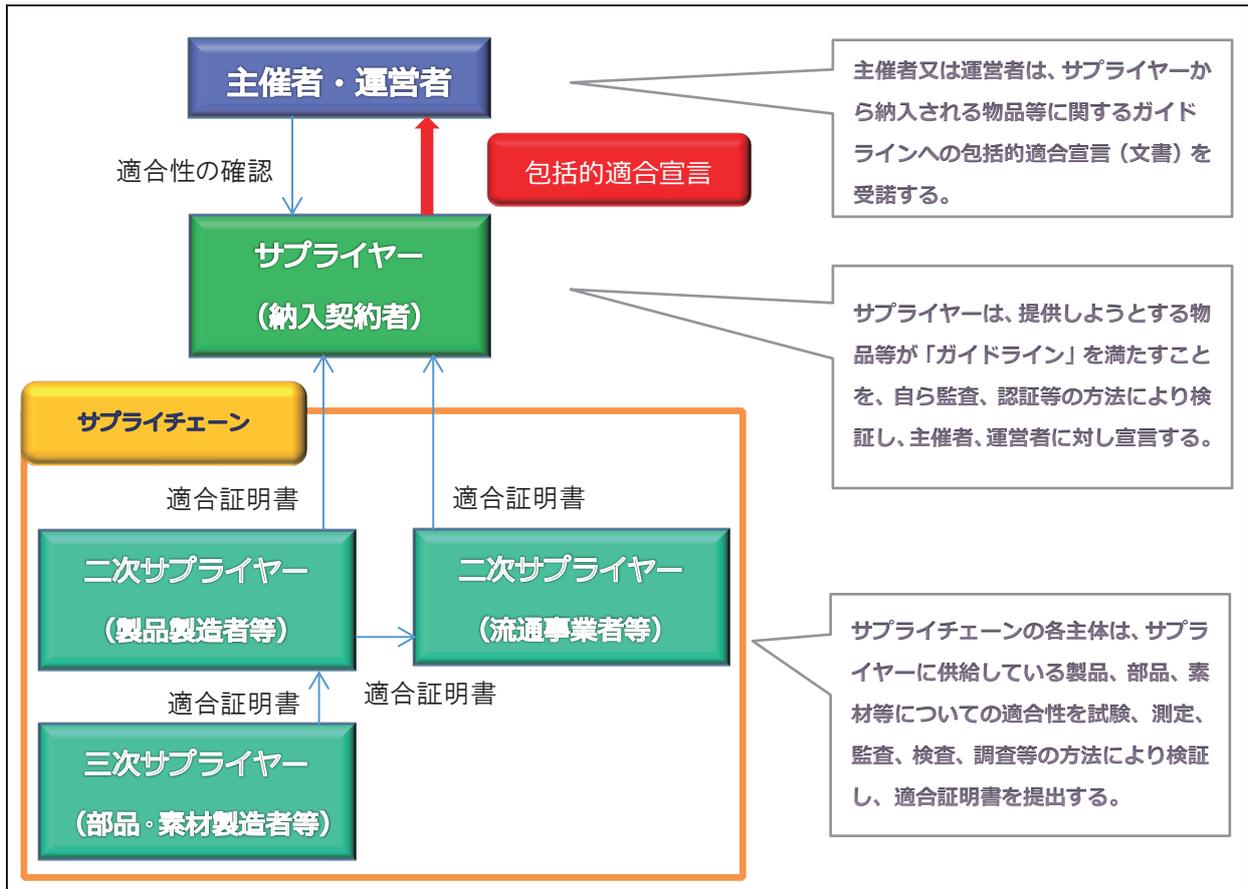


図3 ガイドラインへの適合性確認の枠組み例

#### 4 留意事項

- ガイドラインは、要求事項及び推奨事項の2段階のレベルで構成されている。物品等の調達に当たって求められるレベルは、主催者が決定する。
- 要求事項は、最低限満たすべき事項について規定している。ガイドラインの適用に当たっては、要求事項の全ての評価項目（設計、材料、化学物質、情報開示、その他等）を適用することが求められる。
- 推奨事項は、要求事項に加えて満たすことが望ましい事項について規定している。競争性の確保、供給量の不足等の理由から全ての推奨事項を満たすことが困難な場合は、推奨事項の中から抜粋して適用し、可能な限り環境配慮のレベルを高めて実施することが望ましい。

#### 5 用語

- サプライヤー  
主催者又は運営者が契約する物品・サービスの提供事業者（一次サプライヤー）  
\*主催者又は運営者と直接契約をする製品等の販売者、サービス提供者、製品製造者等が該当する。
- サプライチェーン  
原材料の採取、サプライヤーに供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者（二次サプライヤー、三次サプライヤー等）  
\*サプライヤーを介し、主催者又は運営者へ物品等を提供する製造者、製造者に原材料、部品を提供する事業者（原材料・部品提供事業者）等が該当する。

## カーボン・オフセット

### 1 考慮内容

- イベント主催者等が、イベントの開催に伴い発生する二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を埋め合わせる（オフセットする）取組について記載する。

### 2 対象範囲

- 会議等では概ね 200 人程度以上、展示会、スポーツイベント、文化イベント等では概ね 1,000 人程度以上の参加者を見込むイベントを目安とし、イベント主催者等が、その目的、規模、種類等を踏まえ、カーボン・オフセットの取組の実施について適切に判断する。

### 3 カーボン・オフセットの手順

- イベント主催者等は、イベントにおけるカーボン・オフセットの取組を行う場合は、以下の手順により実施する（図 4 参照）。ただし、図 4 に示した手順は、カーボン・オフセットの取組を行う場合の一般的な流れであり、排出削減の取組内容、算定対象範囲等については、当該イベントの目的、規模、種類等を踏まえ、適宜柔軟に対応することが重要である。

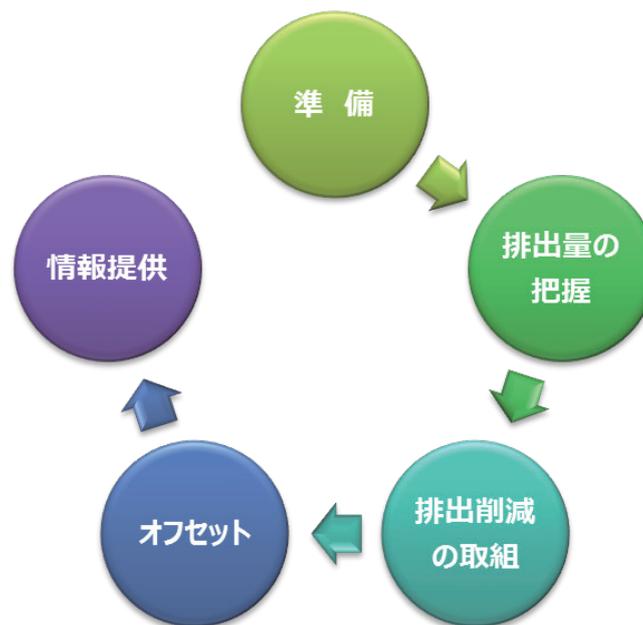


図 4 カーボン・オフセットの取組の流れ

#### 【準備】

カーボン・オフセットを適正かつ効果的に行うため、イベントの企画・準備段階における検討が重要である。

- ① カーボン・オフセットに取り組む目的の確認
- ② 使用するクレジットの種類（J-クレジット等）の検討
- ③ 取組の管理体制の構築（責任者・担当者、各役割分担等）
- ④ オフセット主体（カーボン・オフセット実施者）の明確化



## イベントにおける考慮事項

### 【排出量の把握】

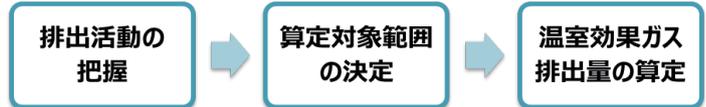
オフセットの対象となる温室効果ガス排出量を把握するため、イベントにおける排出活動の把握を行うとともに、実際の算定対象範囲を定め、温室効果ガス排出量を算定する。

算定に当たっては、カーボンフットプリントのPCRを参考とすることが可能である。

- ① 温室効果ガス排出活動の把握
- ② 算定対象範囲の決定

#### 算定対象となるライフサイクル

イベントにおいて算定対象となるライフサイクルの例は下図のとおり。



### 算定対象範囲に含むべき事項

イベントにおいて算定対象範囲に含むべき事項の例は下記のとおりである、なお、必要に応じ物品等の使用、廃棄物の排出等も適宜算定対象に含めることが望ましい。

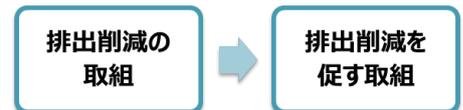
- 会場におけるエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量
- イベント主催者又は運営者の移動、物品等の調達に係る輸送に伴う温室効果ガス排出量
- 特定参加者（特定可能な参加者であって、当該参加者が参加しない場合はイベントが成立しない参加者）の移動に伴う温室効果ガス排出量

- ③ 温室効果ガス排出量の算定

### 【排出削減の取組】

温室効果ガス排出削減の取組はカーボン・オフセットを行うに当たって、必ず実施することが求められる取組である。カーボン・オフセットの対象となる排出削減はもとより、イベントへの参加者（来場者）への排出削減を促す取組を行うことも重要である。

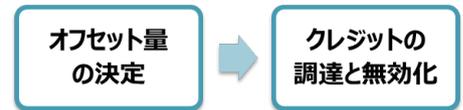
- ① カーボン・オフセットの対象内外に係る排出削減の取組の実施
- ② 排出削減を促す取組の実施



### 【オフセット（埋め合わせ）】

算定した温室効果ガス排出量に合わせてオフセット量を決定し、クレジットを無効化する。

- ① オフセット量の決定
- ② クレジットの調達と無効化



### 【情報提供】

カーボン・オフセットの取組の透明性・信頼性を高める観点から、当該イベントに係る可能な限り多くのカーボン・オフセットについての情報を公開することが重要である。

- ① 情報提供項目の重要性の確認
- ② 情報提供項目の決定と情報提供の実施



## 4 留意事項

- イベントに係るカーボン・オフセットについては、「カーボン・オフセットガイドライン」「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き」等の認定基準、算定ガイドライン等適宜参照されたい。
- イベントに係るカーボンフットプリントは、CFPプログラムにおいてCFP-PCR（Carbon Footprint of Product-Product Category Rule：PA-DF-02）が策定されており、温室効果ガス排出量の算定及び表示方法等に関する規定等が整備されている。詳細なイベントに係るカーボンフットプリントについてはCFP-PCRに基づき算定することが望ましい。

5 参考となる環境ラベル等

- カーボン・オフセット認証ラベル
- カーボン・ニュートラルラベル
- カーボンフットプリントマーク
- 「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」についての認証マーク
- グリーン・エネルギー・マーク（GEマーク）

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
カーボン・オフセット認証ラベル		民間団体等によるカーボン・オフセット（審査機関による検証を含む）に基づいて認証された案件に付与される。認証機関に申請書を提出し、認証されると、認証番号、認証ラベルが付与される。	民間団体等
カーボン・ニュートラルラベル		個別のカーボン・ニュートラルの取組が、民間団体等により認証された案件に付与される。認証機関に申請書を提出し、認証されると、認証番号、認証ラベルが付与される。	民間団体等
カーボンフットプリントマーク		商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO <sub>2</sub> 量に換算して、当該商品・サービス等の単位で分かりやすく表示する仕組み。商品・サービスごとに商品種別算定基準(PCR：Product Category Rule)が設定されており、算定条件(算定範囲、カットオフ基準、配分の考え方、シナリオ設定等)が定められている。	一般社団法人 産業環境管理協会
「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」についての認証マーク		カーボン・オフセットの取組のうち、企業等がCFPコミュニケーションプログラム等を用いて、自らの製品等のライフサイクルでの温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせたことを、国が認証する制度。認証を受けた製品等にマークを付与することができる。	経済産業省
グリーン・エネルギー・マーク（GEマーク）		一定割合以上のグリーン電力を使用していることを消費者等が容易に認識できるようにすることを目的としたマーク。表示には、使用電力の10%以上がグリーン電力でまかなう必要がある。このマークは、経済産業省の総合資源エネルギー調査会における議論を踏まえ、統一マークとして制定されたものであるが、各グリーン電力証明書発行会社が使用しているマークを表示するか、GEマークを表示するかは、グリーン電力を利用する事業者の任意となっている。	グリーンエネルギー 認証センター



## 参考資料 1 国際的な規格・ガイドライン等

イベントの持続可能性への関心が高まるにつれ、持続可能性を測定・証明する必要性が生じ、一連の国際的な「グリーンイベント」「サステナブルイベント」に関する規格や基準、ガイドラインが開発されている。

本項では、イベントにおける持続可能性に関する国際的な基準やガイドライン等について、理念・原則から企画・計画段階、運営、報告までの各段階において参考となるものを紹介する。

参考表1 参考となる規格・ガイドラインの例

ステップ	規格・ガイドライン
理念・原則 Visions and Principles	1. 国連グローバル・コンパクト
	2. アジェンダ 2030：持続可能な開発目標（SDGs）
計画・戦略 Strategy 運営 Actions	3. ISO20121 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム
	4. APEX / ASTM（Environmentally Sustainable Meeting Standard）
	5. サステナブルイベントガイド
	6. ISO20400 持続可能な調達ガイド
報告	7. GRI EOSS（Event Organizers Sector Supplement）

注：「規格・ガイドライン」の番号は、次ページ以降の参考資料番号と一致



参考図1 イベントに係る国際的基準・ガイドライン活用の概念図

# 1 国連グローバル・コンパクト

国連グローバル・コンパクト（UNGC）は、各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取り組みであり、UNGCに署名する企業・団体は、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応及び腐敗の防止に関わる 10 の原則に賛同する企業トップ自らのコミットメントのもとに、その実現に向けて努力を行っている。

UNGC は、1999 年の世界経済フォーラム（ダボス会議）の席上でコフィー・アナン国連事務総長（当時）が提唱し、潘基文前国連事務総長も明確な支持を表明しているイニシアチブであり、企業を中心とした様々な団体が、責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りにも自発的に参加することが期待されている。2000 年 7 月 26 日にニューヨークの国連本部で正式に発足し、2004 年 6 月 24 日に開催された最初の GC リーダーズ・サミットにおいて腐敗防止に関する原則が追加され、現在の形となった。

現在（2017 年 2 月時点）では世界約 150 カ国で 12,000 を超える団体（そのうち企業が約 8,000）が署名し、「人権」「労働」「環境」及び「腐敗防止」の 4 分野・10 原則を軸に活動を展開している。

参考表2 国連グローバル・コンパクトの10原則

- |                                |
|--------------------------------|
| 原則 1： 人権擁護の支持と尊重               |
| 原則 2： 人権侵害への非加担                |
| 原則 3： 結社の自由と団体交渉権の承認           |
| 原則 4： 強制労働の排除                  |
| 原則 5： 児童労働の実効的な廃止              |
| 原則 6： 雇用と職業の差別撤廃               |
| 原則 7： 環境問題の予防的アプローチ            |
| 原則 8： 環境に対する責任のイニシアチブ          |
| 原則 9： 環境にやさしい技術の開発と普及          |
| 原則 10： 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取組 |

## 2 アジェンダ 2030：持続可能な開発目標（SDGs）

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、2015（平成 27 年）9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットにおいて全国連加盟国（193 国）により採択された。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダは、2016（平成 28）年から 2030（平成 42）年までの国際社会共通の目標で、序文、政治宣言、持続可能な開発目標（SDGs：17 ゴール、169 ターゲット）、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴となっている。

採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要とされる。

参考表3 持続可能な開発目標（SDGs）17ゴール

1. 貧困の撲滅
<b>2. 飢餓撲滅、食料安全保障</b>
<b>3. 健康・福祉</b>
<b>4. 質の高い教育</b>
5. ジェンダー平等
<b>6. 水・衛生の持続可能な管理</b>
<b>7. 持続可能なエネルギーへのアクセス</b>
<b>8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用</b>
<b>9. 強靱なインフラ、産業化・イノベーション</b>
10. 国内と国家間の不平等の是正
<b>11. 持続可能な都市</b>
<b>12. 持続可能な消費と生産</b>
<b>13. 気候変動への対処</b>
<b>14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用</b>
<b>15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性</b>
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

※うち、下線太文字は少なくとも環境に関連している 12 のゴール。

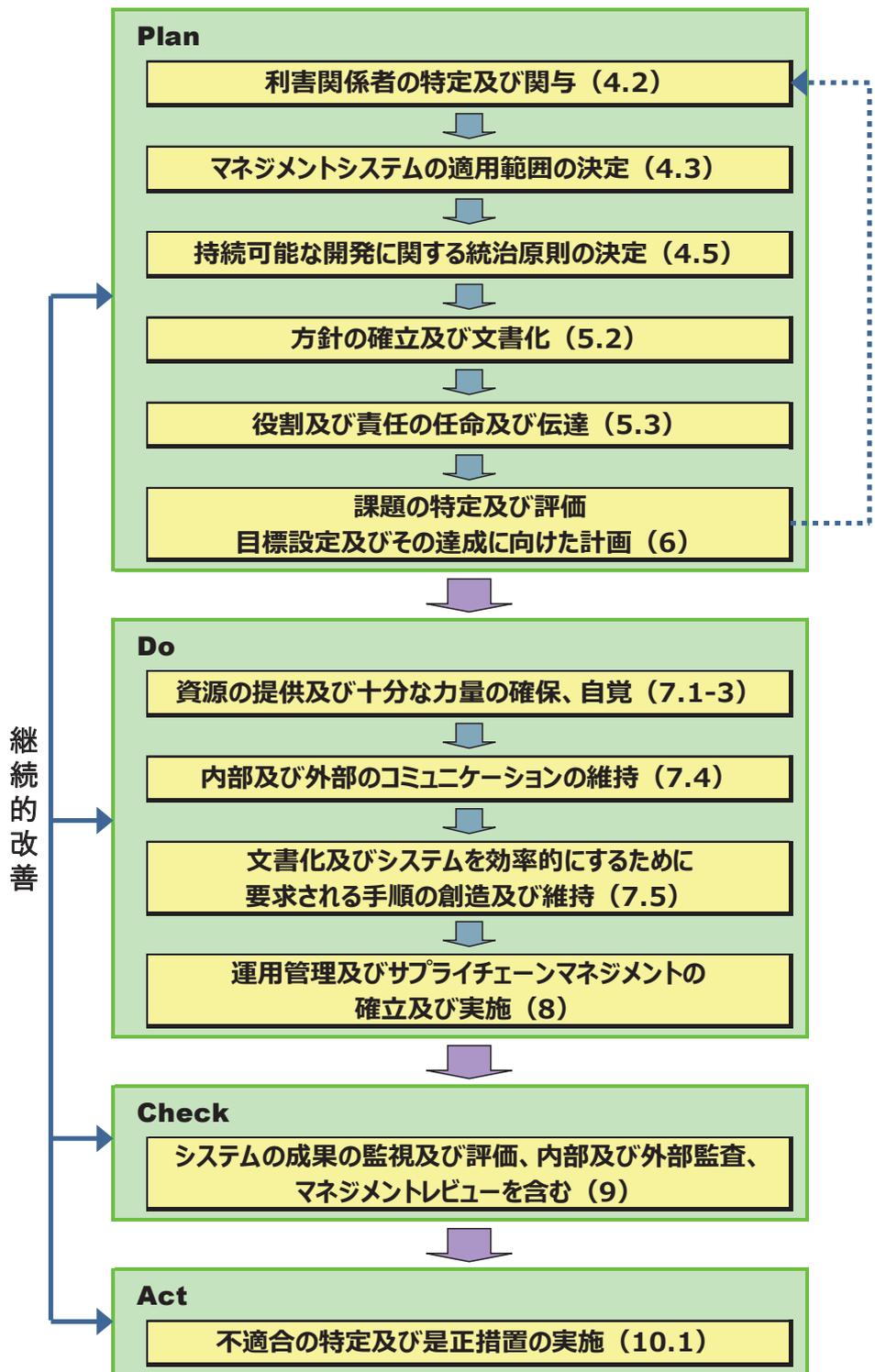
### 3 ISO20121 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム

ISO20121 は、イベント運営における環境影響の管理に加えて、その経済的、社会的影響についても管理することで、イベントの持続可能性（サステナビリティ）をサポートするためのマネジメントシステム（ESMS:Event Sustainability Management System）の国際標準規格である。

参考表4 ISO20121の要求事項

項番	要求事項
4	組織の状況
4.1	組織及び組織の状況の理解
4.2	利害関係者のニーズ及び期待の理解
4.3	イベントの持続可能性に関するマネジメントシステムの適用範囲の決定
4.4	イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム
4.5	持続可能な発展の原則、目的及び価値観の表明
5	リーダーシップ
5.1	リーダーシップ及びコミットメント
5.2	方針
5.3	組織の役割、責任及び権限
6	計画
6.1	リスク及び機会への取組
6.2	イベントの持続可能性の目的及びそれを達成する方法
7	支援
7.1	資源
7.2	力量
7.3	自覚
7.4	コミュニケーション
7.5	文書化された情報
8	運用
8.1	運用の計画及び管理
8.2	修正された活動、製品及びサービスの扱い
8.3	サプライチェーンマネジメント
9	パフォーマンス評価
9.1	持続可能な発展の統治原則に対するパフォーマンス
9.2	監視、測定、分析、及び評価
9.3	内部監査
9.4	マネジメントレビュー
10	改善
10.1	不適合及び是正処置
10.2	継続的改善
付属書 A	本国際規格の計画及び実施の手引き
付属書 B	サプライチェーンマネジメント
付属書 C	評価

ISO20121 の規格は、環境マネジメントシステム（ISO14001）などと同様、PDCA サイクルの枠組みを備えており、認証の対象は、イベントを運営する組織に対する認証と個別のイベントの設計・計画に対する認証がある。組織委員会は、東京 2020 大会における ESMS を構築・運用するために ISO20121 の導入に向けた準備を行っているところである。



参考図2 ISO20121のマネジメントシステムのモデル

ISO20121 には、規格を適用しようとする組織等が従うべき要求事項及び要求事項の実現方法が記載されており、要求事項は 2007 年の BS8901 (BS=British Standard : 英国規格) を参照して策定された。

規格の構成は、ISO マネジメントシステム国際規格の標準にのっとり、1 章から 3 章までは適用範囲や用語の定義などの基本的事項が記載されており、4 章から 10 章には PDCA に

沿った形でこの規格の要求事項が記載されている（参考表4参照）。

また、ほかのマネジメントシステムと異なる特徴として、購買や入札に当たってのサプライチェーンマネジメントに関する記載やイベント運営に関する課題等の例示がなされていることが挙げられる。

## 4 APEX/ASTM（Environmentally Sustainable Meeting Standard）

Accepted Practices EXchange/ASTM Environmentally Sustainable Meeting Standard

APEX/ASTM は、持続可能なイベントに係る包括的な基準の一つであり、欧米のプランナー・サプライヤーによって策定された。会議及びイベント計画プロセスの範囲を扱う9つの領域（宿泊施設、展示品、交通、映像音響機器、コミュニケーションとマーケティング、オンサイトオフィス、宿泊施設、飲料食料、会場）を持続可能に運用するため、会議及びイベント主催者に対し、継続的にイベントの持続可能性を改善及び測定するための総合的なロードマップを提供しており、具体的な条件についてチェックリストとして示している。

各基準は、ASTM International のホームページにおいて販売されている。

参考表5 APEX/ASTMの9つの個別基準

- **宿泊施設 E2741**  
環境に配慮したミーティング、イベント、見本市、会議の開催地の評価と選定の仕様  
➤ イベントの場所の調査、評価、及び選択について説明している
- **展示品 E2742**  
環境に配慮したミーティング、イベント、展示会、会議のための展示品の評価と選定の仕様  
➤ 展示会の設置と解体、及びイベントフロア内に構築された展示品の要件と環境持続可能性の基準が含まれている
- **交通 E2743**  
会議、イベント、展示会、会議のための輸送の評価と選択の仕様  
➤ 輸送の評価と選択の基準を提供し、主に事象に起因する輸送関連活動からの炭素排出量の削減に焦点を当てている
- **映像音響機器 E2745**  
環境に配慮したミーティング、イベント、見本市、会議のためのオーディオビジュアル（A/V）とプロダクションの評価と選択の仕様  
➤ ステージング、インテリア、風光明媚な要素、オーディオ、ビデオ、照明、テクニカルプロダクションを提供するために必要なオーディオビジュアルとプロダクションサービスの範囲を網羅
- **コミュニケーションとマーケティング E2746**  
環境に配慮したミーティング、イベント、展示会、会議のためのコミュニケーションとマーケティング資料の評価と選択の仕様

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コミュニケーションとマーケティングに焦点を当て、紙、印刷物、プロモーションアイテム、看板、教育資料、アンケート、出展広告パンフレット、イベントガイドなどをカバー</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>オンサイトオフィス E2747</b> 環境に配慮したミーティング、イベント、見本市、会議のオンサイトオフィスの評価と選定の仕様 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ イベントの企画者、スタッフ、ボランティア、スポンサー、又は一時的な事務所を必要とするベンダーが使用するために、イベント主催者によって設定されたオンサイトのオフィスに関連</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>宿泊施設 E2772</b> 環境に配慮したミーティング、イベント、展示会、会議のための宿泊施設の評価と選択の仕様 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 環境的に持続可能な会議、イベント、展示会、又は会議のための宿泊施設の評価と選択に関する手続き要件を説明</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>食料・飲料 E2773</b> 環境に配慮したミーティング、イベント、見本市、会議のための食料品の評価と選定の仕様 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 食品、飲料、及び非消耗品の食品又は飲料関連品目の特定、選択、調達をカバー。廃棄物管理、エネルギー、水関連の慣行が含まれる</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>会場 E2774</b> 環境に配慮したミーティング、イベント、展示会、会議の会場評価と選定の仕様 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ イベントのための施設の調査、評価、選択を扱う</li> </ul> </li> </ul>

## 5 サステナブルイベントガイド (Sustainable Events Guide)

2009年に国連環境計画 (UNEP) から発行された Green Meeting Guide 2009 は、200名程度までの参加者を想定した一般的な環境に配慮したイベントに係るガイドラインであるが、2012年の Sustainable Events Guide は、大規模なイベントまで範囲を広げ、環境に加え、社会的、経済的配慮について、政府、州、その他公共機関、民間企業とイベント主催者が取り組むべきものとして示されている。

このガイドラインには、使用する会場、宿泊施設、飲食物の提供 (ケータリング)、イベントに関連する資材、輸送、展示などの項目別に以下の項目に沿った形でチェックリストが掲載されている (参考表 6 参照)。

参考表6 チェックリストの項目

会場・宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネジメント</li> <li>・ アクセスの利便性及び社会的一体性</li> <li>・ サービス (ケータリング、清掃等)</li> <li>・ 効率 (エネルギーと水、廃棄物)</li> </ul>
---------	---

ケータリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネジメントと準備</li> <li>・ 飲食物</li> <li>・ 物品資材と包装</li> <li>・ ごみの廃棄</li> </ul>
コミュニケーションとイベント資材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者とのコミュニケーション、</li> <li>・ イベント用資材</li> <li>・ イベントの設営、運営及び撤去（社会的配慮）</li> </ul>
地域輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者とスタッフ</li> <li>・ 物品とサービス</li> </ul>
展示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3R の推進、レンタル機器の活用等</li> </ul>
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステークホルダーの関与とコミュニケーション</li> </ul>

## 6 ISO20400 持続可能な調達ガイド

2017 年 4 月に発行した ISO20400「持続可能な調達ガイド」は、2010 年に発行した ISO26000「社会的責任」の内容の実践・普及を、サプライチェーン全体を通じて支援するための調達におけるガイドラインである。この規格は ISO26000 と同様、認証規格ではない。対象としては、持続可能な調達に取り組むすべての組織に活用されるものであり、購買プロセスに関わるあらゆる利害関係者（請負業者、供給業者、購買者、政府・地方当局など）の調達機能に社会的責任の内容を統合させるためのものとして位置づけられる。

この規格は、調達活動において、供給者とすべてのステークホルダーとのコミュニケーションを改善し、調達機能の中に経済、社会、環境側面という持続可能性の様々な次元を統合すること、官民のいかなる組織にも適用できるようにすることなどを目指している。なお、この国際規格における持続可能性という用語は、社会的責任を統合し、持続可能な開発に寄与する調達行動を指すものと定義されている。

ISO20400 の要求事項は「強制（最低限の要求事項）」及び「オプション」の 2 段階で示されており、持続可能性に係る主張の検証を行う場合には、環境的側面、品質的側面等の規格（マーク、ラベル等）が自己評価による場合と第三者評価による場合があること、各制度等が保証できるレベルがさまざまであることについても、注意すべき事項として記載されている。

参考表7 要求事項のタイプ

技術的要求事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品又はサービスの物理的特性（リサイクルされる成分、水銀不使用等）</li> <li>・ 製造又は出荷方法（持続可能な管理木材や水産加工品など）</li> </ul>
パフォーマンス要求事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品又はサービスが満たすべきパフォーマンス基準（介護基準、社会的介護サービスの顧客数など）</li> </ul>
機能的な要求事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要求される商品又サービスが満たすべき機能（コンクリート強度、耐久性、エネルギー効率など）</li> </ul>

参考表8 最低限の要求事項とオプションの要求事項の複合例

要求事項	車両	建設工事	事務用紙
強制	最低基準 <100gCO <sub>2</sub> /km	勤務時間の 5%を社 会的弱者に与える	100 % 再生紙 又は FSC/PEFC と同等品
オプション	閾値から 10g 下がる ごとに 1 ポイントの 報奨を与える	ベストオファァーは 10/10 を獲得 (5%の 場合 0/10)	ライフサイクル全体 で更なる環境便益を 保証するもの

## 7 GRI EOSS (Event Organizers Sector Supplement)

GRI (Global Reporting Initiative) は、あらゆる組織が利用できるサステナビリティ報告のためのガイドラインを発行 (最新版は第 4 版) しており、我が国においても、この GRI ガイドラインに準拠して CSR レポート等を発行している事業者も多数ある。GRI ガイドラインは、報告原則、報告ガイダンス、標準開示 (パフォーマンス指標を含む) から構成されており、最新のガイドラインでは実施マニュアルについても添付されている。

GRI ガイドラインでは事業主体別に補足となる指針を準備しており、イベントセクター向けの指針である EOSS (Event Organizers Sector Supplement) は 2012 年に策定された。EOSS は、規模を問わず、会議、スポーツ大会、文化行事などあらゆる種類のイベントに適用可能なものとなっている。

イベント主催者は、GRI ガイドラインの報告原則に基づき、標準開示事項、及びセクター別の情報開示事項について、イベントの計画段階から実施、イベント後までのライフサイクルにおける経済的、環境的、社会的影響について報告する。

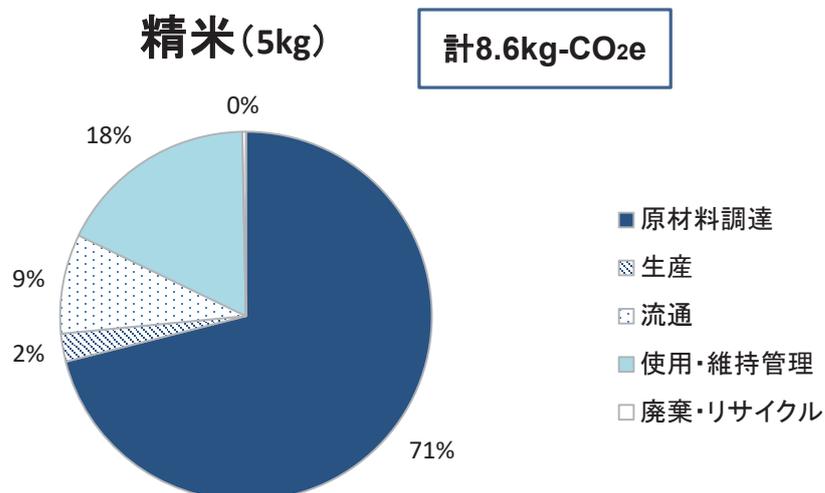
EOSS が示すイベントに係る重要な指標としては、下記の観点が挙げられている。

- 会場の選定
- 輸送の手配
- イベントに携わる人材、参加者、ボランティアの召集と訓練
- 資材、供給物品、サービスの調達
- コミュニティ、自然環境、地域的・世界的経済に関する影響管理
- 潜在的レガシーの立案、運用管理
- イベントへのアクセス性

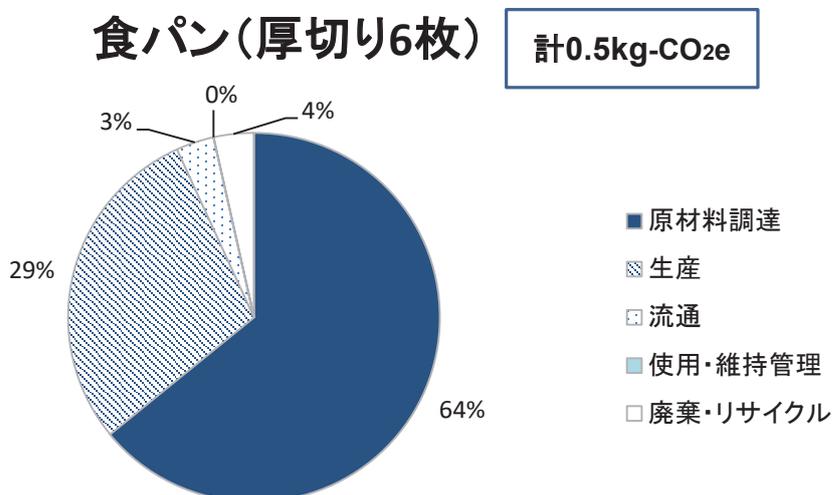
## 参考資料 2 主な製品のカーボンフットプリントの例

以下に、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにより算定結果の検証を受けたイベントに関連すると考えられる主な製品のカーボンフットプリントを例示する。

### 食料



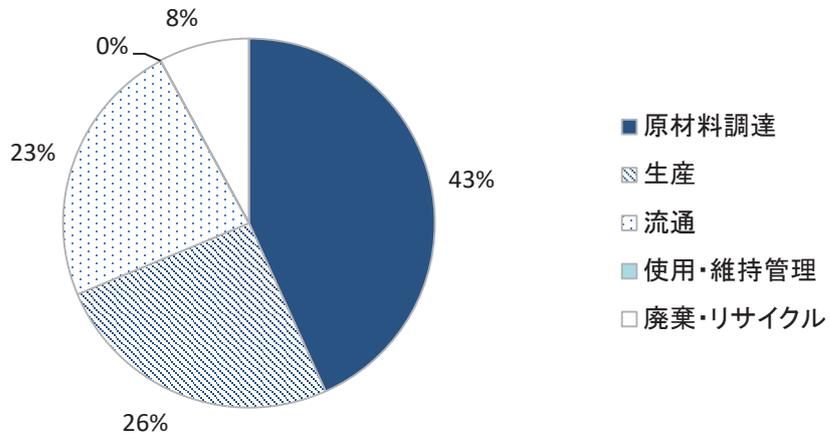
- 精米は生産段階における CO<sub>2</sub> 排出量が 71%



- 食パンの CO<sub>2</sub> 排出量は原材料調達段階が 64%、生産段階が 29%とライフサイクル全体の大半

### 麦茶(紙パック1L)

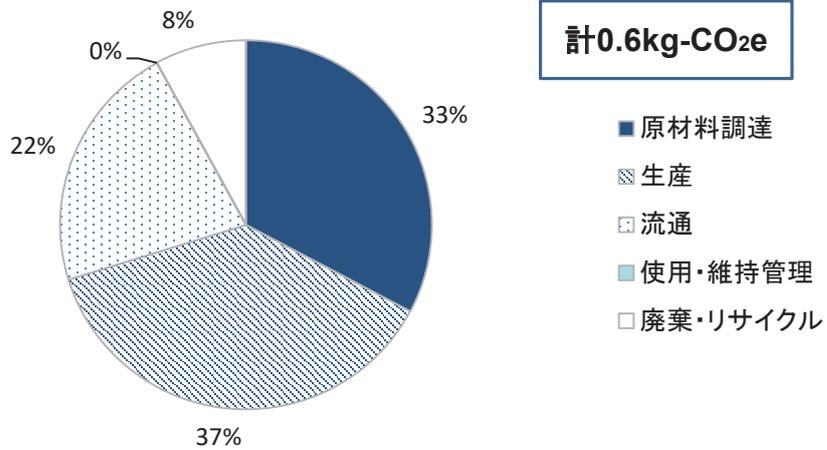
計0.4kg-CO<sub>2</sub>e



- 麦茶の CO<sub>2</sub> 排出量は原材料調達段階が 43%、生産段階が 26%、流通段階が 23%

### ミネラルウォーター(2Lペットボトル)

計0.6kg-CO<sub>2</sub>e

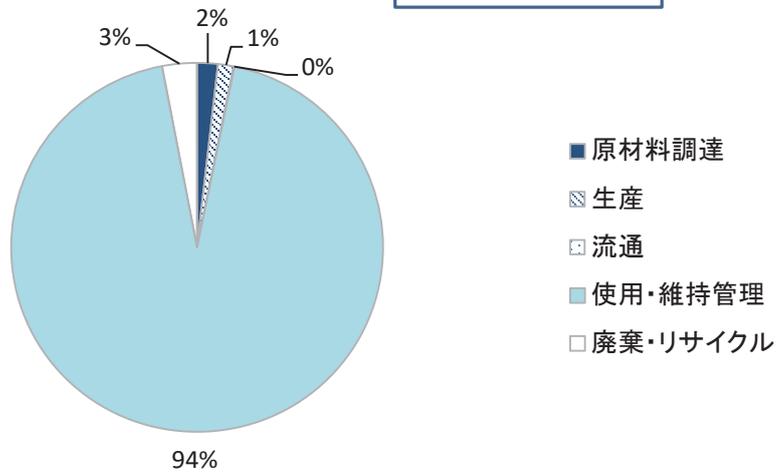


- ミネラルウォーターの CO<sub>2</sub> 排出量は原材料調達段階が 33%、生産段階が 37%、流通段階が 22%

食器等

トレイ(食器)

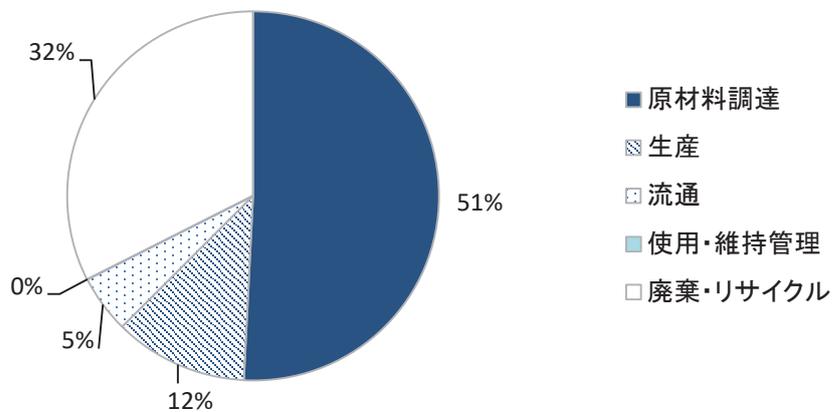
計28.8kg-CO<sub>2</sub>e



- トレイの想定使用回数は 1,000 回
- トレイの CO<sub>2</sub> 排出量は使用段階（1,000 回使用）が 94%

食品用ラップ(30cm×50m)

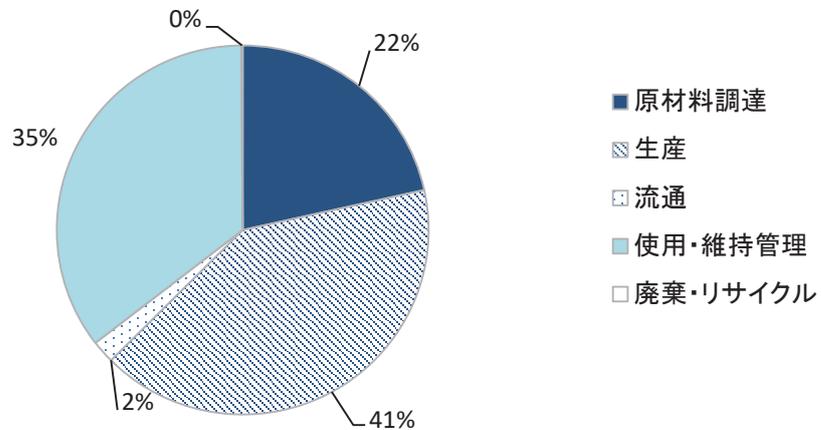
計1.2kg-CO<sub>2</sub>e



- ラップの CO<sub>2</sub> 排出量は原料調達段階が 51%、生産段階が 12%、廃棄・リサイクル段階（焼却処理）が 32%

## タオル

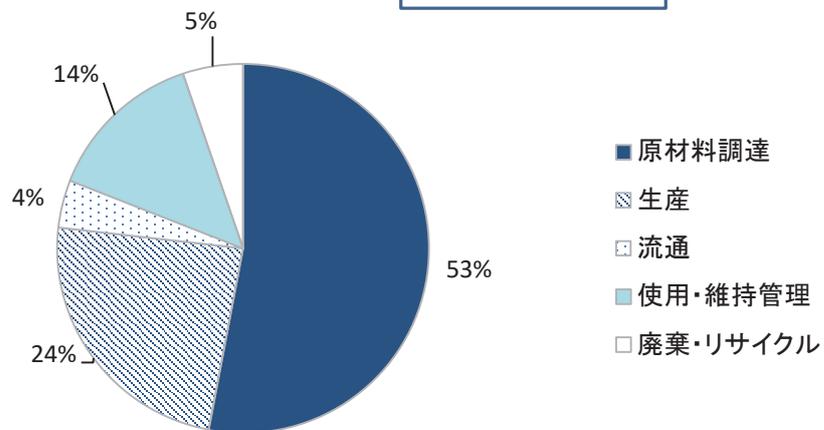
計19.5kg-CO<sub>2</sub>e



- 算定結果はバスタオル、フェイスタオル、ウォッシュタオル各 1 枚のセット。タオルの想定使用回数は 183 回
- タオルの CO<sub>2</sub> 排出量は生産段階が 41%、使用段階が 35%

## ジャケット

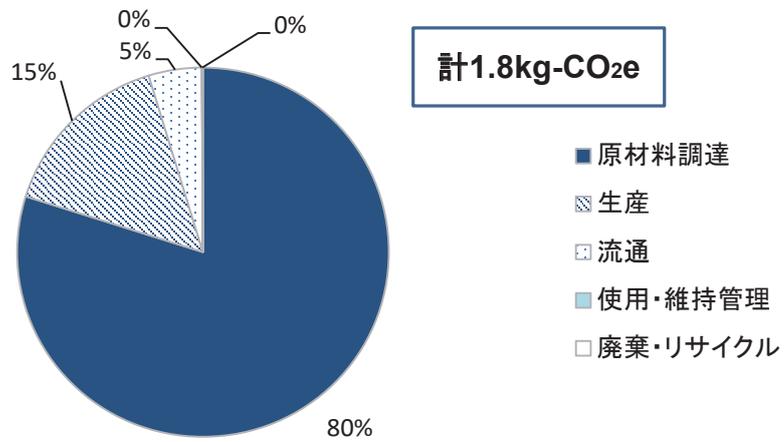
計18.9kg-CO<sub>2</sub>e



- ジャケットはドライクリーニングによる 20 回の洗濯を想定
- ジャケットの CO<sub>2</sub> 排出量は原材料調達段階が 53%、生産段階が 24%

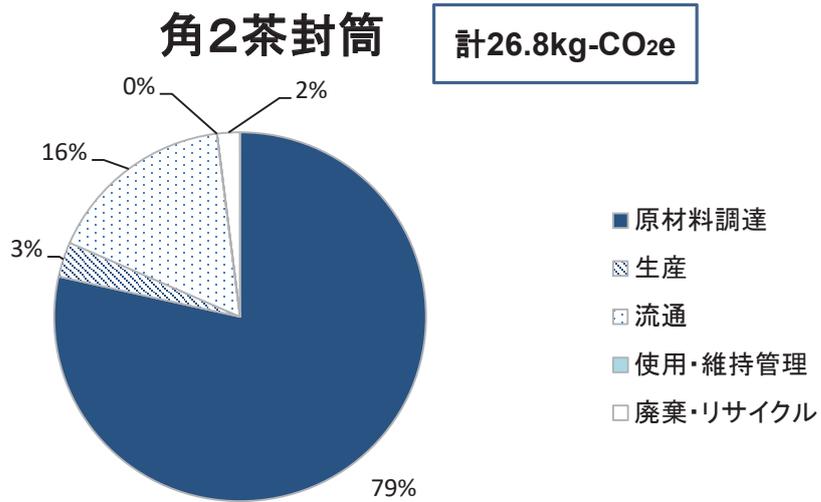
印刷等

### オフセット印刷冊子



- 算定結果は印刷冊子 1 部当たり (重量 253g/部)
- 印刷の CO<sub>2</sub> 排出量は原材料調達段階が 80%、生産段階が 15%

### 角2茶封筒

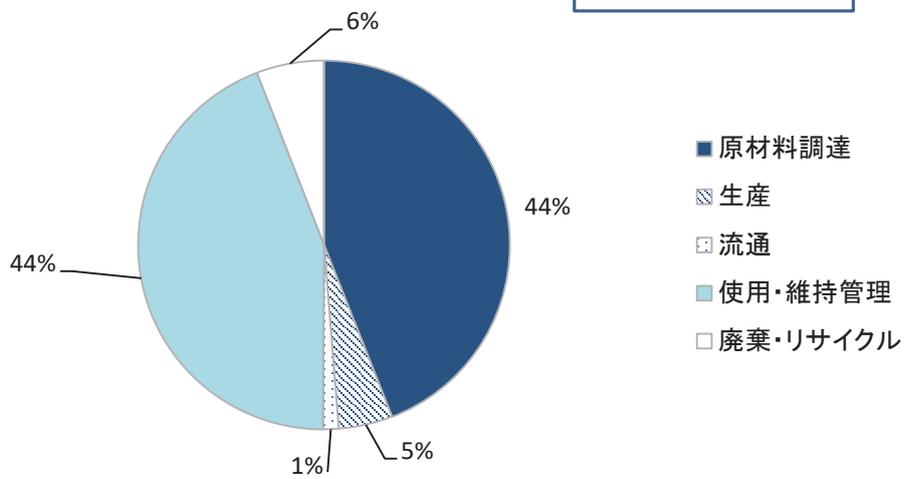


- 算定結果は封筒 500 枚当たり (重量 12g/枚、28g-CO<sub>2</sub>/枚)
- 封筒の CO<sub>2</sub> 排出量は原材料調達段階が 79%、流通段階が 16%

## カラー複合機

### カラー複合機

計340.6kg-CO<sub>2</sub>e



- カラー複合機（A4判）は送／受信を5年間に各48,000枚行った場合を想定（用紙の環境負荷は含まない）
- 印刷のCO<sub>2</sub>排出量は原材料調達段階及び使用段階がともに44%

## 参考資料 3 参考となる資料の情報源

---

以下に、本イベントガイドラインを記載するに当たって、参考とした情報源を示す。なお、参考とした資料等の URL については、変更される場合がある。

### 共通ガイドライン及び品目別ガイドラインに関連する情報

- ・ ロンドンオリンピック及びリオオリンピックの持続可能性に係る各種ガイドライン等（各大会組織委員会ほか）
- ・ グリーンミーティングガイド<sup>4</sup>及びサステナブルイベントガイド（UNEP）<sup>5</sup>
- ・ 持続可能な調達と大規模イベント（ブラジル環境省）<sup>6</sup>
- ・ エコマーク認定基準（日本環境協会エコマーク事務局<sup>7</sup>）ほか
- ・ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（グリーン購入法基本方針）
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した運営計画及び持続可能性に配慮した調達コード及び個別調達基準

### イベントにおける考慮事項に関連する情報

#### サプライチェーンマネジメント

- ・ 「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」平成 26 年 3 月（環境省）<sup>8</sup>
- ・ 「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン Ver2.2」2015 年 3 月（環境省／経済産業省）<sup>9</sup>
- ・ LOCOG Sustainability Guidance Pack for Suppliers（ロンドン大会組織委員会）<sup>10</sup>
- ・ Rio 2016 - Sustainable Supply Chain Guide（リオ大会組織委員会）<sup>11</sup> ほか

#### カーボンフットプリント

- ・ カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム全般<sup>12</sup>
- ・ 「ISO/TS14067（製品のカーボンフットプリント）」2013 年 5 月 28 日
- ・ Carbon Footprint Study - Methodology and reference footprint, March 2010 (LOCOG)
- ・ Carbon Footprint Management report Rio 2016 Olympic and Paralympic Games(ROCOG)

---

<sup>4</sup> <http://www.unep.org/pdf/GreenMeetingGuide.pdf>

<sup>5</sup> [http://www.ecoprocura.eu/fileadmin/editor\\_files/Sustainable\\_Events\\_Guide\\_May\\_30\\_2012\\_FINAL.pdf](http://www.ecoprocura.eu/fileadmin/editor_files/Sustainable_Events_Guide_May_30_2012_FINAL.pdf)

<sup>6</sup> [http://mediadrawer.gvces.com.br/gvces/original/sust\\_proc\\_major\\_events\\_menor.pdf](http://mediadrawer.gvces.com.br/gvces/original/sust_proc_major_events_menor.pdf)

<sup>7</sup> <https://www.ecomark.jp/>

<sup>8</sup> [http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/trust/guideline/attach/guideline\\_1main.pdf](http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/trust/guideline/attach/guideline_1main.pdf)

<sup>9</sup> [http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/comm\\_rep/gl201203v2-full.pdf](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/comm_rep/gl201203v2-full.pdf)

<sup>10</sup> <http://learninglegacy.independent.gov.uk/documents/pdfs/sustainability/cp-locog-sustainability-guidance-pack-for-suppliers.pdf>

<sup>11</sup> [http://www.rio2016.com/sites/default/files/annex\\_4\\_-\\_sustainable\\_supply\\_chain\\_guide\\_english.pdf](http://www.rio2016.com/sites/default/files/annex_4_-_sustainable_supply_chain_guide_english.pdf)

<sup>12</sup> <https://www.cfp-japan.jp/>

- ・カーボンフットプリント製品種別基準【イベント】（認定 CFP-PCR 番号：PA-DF-02）<sup>13</sup>
- ・カーボンフットプリント製品種別基準【遠隔会議システム】（認定 CFP-PCR 番号：PA-BI-04）<sup>14</sup>
- ・「海外のカーボンフットプリント制度の調査（概要版）」平成 23 年 5 月（CFP 事務局）<sup>15</sup>  
ほか

### **カーボン・オフセット**

- ・カーボン・オフセット全般（環境省）<sup>16</sup>
- ・カーボン・オフセット全般（カーボン・オフセットフォーラム）<sup>17</sup>
- ・「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」平成 20 年 2 月 7 日（環境省）<sup>18</sup>
- ・「カーボン・オフセットガイドライン」Ver.1.0 平成 27 年 3 月 31 日（環境省）<sup>19</sup>
- ・「カーボン・オフセットの対象活動から生じる温室効果ガス排出量の算定方法ガイドライン（Ver.2.0）」平成 23 年 4 月（環境省）<sup>20</sup>
- ・「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き（Ver.1.0）」平成 23 年 4 月（環境省）<sup>21</sup>
- ・「カーボン・オフセットの取り組みに係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン（Ver.2.0）」平成 23 年 4 月（環境省）<sup>22</sup>
- ・「カーボン・オフセット第三者認証基準（Ver.2.0）」平成 23 年 4 月（環境省カーボン・オフセット制度運営委員会）<sup>23</sup>
- ・「自治体向けカーボン・オフセットガイドブック」（平成 23 年 7 月）オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」<sup>24</sup>
- ・「イベント開催時における二酸化炭素排出量の把握及び削減のためのマニュアル」平成 20 年 10 月（環境負荷削減対策マニュアル作成検討会）<sup>25</sup> ほか

<sup>13</sup> [https://www.cfp-japan.jp/common/pdf\\_authorize/000219/PA-DF-02.pdf](https://www.cfp-japan.jp/common/pdf_authorize/000219/PA-DF-02.pdf)

<sup>14</sup> [https://www.cfp-japan.jp/common/pdf\\_authorize/000195/PA-BI-04.pdf](https://www.cfp-japan.jp/common/pdf_authorize/000195/PA-BI-04.pdf)

<sup>15</sup> [http://www.cms-cfp-japan.jp/ministry/pdf/h23\\_report\\_of\\_CFP201105.pdf](http://www.cms-cfp-japan.jp/ministry/pdf/h23_report_of_CFP201105.pdf)

<sup>16</sup> [http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html)

<sup>17</sup> <http://www.j-cof.go.jp/>

<sup>18</sup> [https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset/guideline/guideline080207.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline080207.pdf)

<sup>19</sup> <https://www.env.go.jp/press/files/jp/26732.pdf>

<sup>20</sup> [https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset/guideline/guideline-cmghg.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline-cmghg.pdf)

<sup>21</sup> [https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset/guideline/guideline-cmghg.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline-cmghg.pdf)

<sup>22</sup> [https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset/guideline/guideline-info.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline-info.pdf)

<sup>23</sup> [https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset/guideline/cc-tpc.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/cc-tpc.pdf)

<sup>24</sup> [http://all62.jp/jigy/pdf/guide\\_all.pdf](http://all62.jp/jigy/pdf/guide_all.pdf)

<sup>25</sup> <http://www.team-6.jp/try/lowcarbon/event.pdf>





リサイクル適性 

環境省 大臣官房環境経済課 グリーン購入担当

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 25 階

E-mail : [gpl@env.go.jp](mailto:gpl@env.go.jp)

電話 : 03-3581-3351 (内線 6269)

FAX : 03-3580-9568

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示  
この印刷物は A ランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。